

資料 3 . 諸外国における環境報告書に関する政策動向 調査結果

1 . 調査の目的と内容

1) 調査の目的

本調査は、諸外国における、企業の環境報告書の質の向上と促進に関する政策動向、特に、政府が行っている

- ・環境報告書発行企業数の増大
- ・報告書の質の向上
- ・報告書の信頼性の向上

に係る施策を把握することを目的に実施した。

2) 調査の内容

本調査においては、以下の項目について調査を実施した。

- 環境報告及び環境報告書の現在の動向
- 環境報告書の第三者レビューの現状
- 環境報告書の分野における法的施策の現状及び将来展望

3) 調査の手法

調査は文献調査及びヒアリングによって行った。

調査に当たっては、ルンド大学国際環境産業経済研究所（IIIEE、スウェーデン・ルンド市）の協力を得た。

なお、報告書の取りまとめ（翻訳）に当たっては、固有名詞で定訳がない場合には、原語、あるいは英語の名称を適宜残した。普通名詞の訳では、以下の訳語を使用した。

- commitment: 誓約
- corporate environmental report: 環境報告書
- environmental reporting: 環境報告
- environmental statement (in EMAS): 環境声明書
- European Commission 欧州委員会
- European Council: 欧州協議会
- GreenAccount (inDenmark): 環境報告書（GA）
- mandatory: 義務づけられた、義務的

monitor: 監視追跡する
regulate: 法制化する
regulatory schemes: 法的施策

3) 調査結果の要約

本調査は、我が国における企業の環境報告書（Corporate Environmental Report、以下「環境報告書」）促進方策のあり方を検討する際の基礎資料とするため、諸外国における環境報告書に関する政策動向を把握することを目的に、環境報告書のこれまでの動向、第三者レビューや質の確保に関する施策の状況、義務付け施策の状況を調査した。

諸外国における環境報告書の動向を把握する場合、環境報告（environmental reporting）と、環境報告の一形態である環境報告書との違いに留意する必要がある。環境報告（環境情報）の義務付けは既にかんがりの以前から実施されている。有害物質排出目録（Toxic Release Inventory）施策を行っている米国など、施策が大いに進んでいる国もある。現在、環境報告書の多くは自主的な情報開示の結果であり、EUの環境マネジメント及び監査スキーム（EMAS）場合、企業は一般市民向けの環境声明を毎年作成するよう義務付けられているがEMASへの参加は企業の自主性に任されている。しかしながら、環境報告書やEMASの環境声明と同種の環境情報の開示を法制化し奨励することを、まだあまり一般化していない。

諸外国においては、デンマークとオランダが、最近一般市民、政府双方を対象とした報告の義務付けを導入した。またこの他に、特定の環境情報を年次報告書（アニュアルレポート）の中で開示することを企業に求める施策が広がりつつあるが、これは、企業の年次会計報告や年次報告書の中で環境関連事項の開示を促進するよう、加盟国が適当な行動をとる旨、欧州委員会（Commission）が出した2001年5月30日付けの勧告を受けたものである。

このような中で、デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの4カ国の施策を詳細に調査した。これらの国における施策は、環境報告書の義務付け施策を必ずしも代表するものではないが、環境報告書の枠組みに含まれる諸要素を含んだものであり、主として企業の環境情報への一般市民のアクセスの向上を意図したものである。

施策の分析は、法的枠組み、運営・実施状況、対象範囲、第三者レビュー・監査義務等を対象とした。

調査・分析した4ヶ国の施策が報告の義務付けを制度化するにあたり採用した法的手法はかなり多様である。この、手法の多様性は、報告書に求める内容や対象となる企業によって異なっており、これは各国が異なる目的を持っているためであり、結果的に施策の運営と実施方法が異なっている。

各国では、環境面において認可手続きを必要とするか、国の環境法で（規制対象となる）活動を行っている企業を対象としている。唯一の例外はノルウェーで、年次報告書の中で環境関連事項を報告することを全ての企業に義務付けている。オランダの施策では、特別な検討に基づいて選択した大企業（約300）に義務付けを限定している。

全ての施策が環境報告の内容に関して基準を設けている。基準の詳細度には差があり、一般的には、情報の種類には管理者の声明と汚染物質・廃棄物排出に関する数値情報の双方が含まれている。製品の環境負荷に関する情報を求めている国もある（例えばデンマーク、ノルウェー）。第三者レビュ

ーに関しては、環境法の枠組みの中で設けられた施策（デンマーク、オランダ）では、第三者レビューの必要性を明文化しているものの、この義務の実施には及んでいない。

全体として、これら施策の効果について、施策が実施されて間もないため、現時点で明確な評価を行うことはできなかった。

環境報告を行う企業数の増加や環境報告の質の向上のための施策は、多分、直接的な規制（法制化）のみならず、間接的、あるいは需要刺激対策にも見出される。諸外国の多くの国で最近行われた年金基金に関する法律改正がその実例である。改正では、投資決定にあたり環境・社会関連事項がどこまで考慮されているかを言明することを年金基金運営者に義務付けている。このことは企業の環境情報開示活動の向上への圧力を増進するものと予想されている。

2 . 環境報告書の動向^{*1}

1) 環境報告と環境報告書

環境報告書は、企業における情報開示や一般市民への報告についての、より広い討論の枠組みの中でとらえる必要があると考えられる。企業は、例えば諸外国の様々な法的施策の下で、長年の間、企業活動で環境、健康、安全に関わる問題につき行政機関に報告することを義務付けられてきた。有害物質排出目録（Toxic Release Inventory：TRI）（米国）や環境情報へのアクセス権（EU）は環境情報開示義務施策の例である。従ってこの本調査では環境報告と環境報告書を区別する。

環境報告とは、企業が自らの環境活動に関する情報を開示する様々な方法を表す包括的用語、と定義づけられうる。この用語が環境報告の一形態を表すにすぎない環境報告書と混同されてはならない。環境報告書は、企業が自らの環境活動に関して自主的に発行する一般に入手可能な単独の（stand-alone）報告書である（Brophy & Starkey, 1996）。

行政機関の関与の度合いという視点から見た場合、環境報告を以下の 2 通りに分類することができる。

義務的情報開示：例えば米国の有害物質排出目録（TRI）や英国等、欧州の数カ国の化学物質排出移動量登録制度（Pollutant Release and Transfer Registers: PRTR）。

自主的情報開示：例えばEUの環境マネジメント及び監査スキーム（Eco-Management and Audit Scheme: EMAS）及び環境報告書のように企業が自主的に一般市民が入手できるようにする全ての環境情報。

TRI や PRTR といった義務付け施策は、企業に有害物質排出削減に対して力強い動機を与えうる。

*1：本章の大部分は、フランス、イゼの Continuity, Credibility and Comparability（継続性、信頼性と比較可能性）で発表された Skillius, & Wennberg, U.（1998）Continuity, Credibility, and Comparability: Key challenges for corporate environmental measurement and communication（継続性、信頼性と比較可能性：企業の環境測定と対話に関する主要な課題）を基に取りまとめたものである。

関心をもつ者なら誰でも有害物質排出に関する情報にアクセスできるようにすることだけで、企業に汚染回避のための手段をとるよう奨励することとなる（OECD, 1996）。現在、環境報告書の多くは自主的な情報開示の結果であり、EMAS の場合、企業は一般市民向けの環境声明を毎年作成するよう義務付けられているが EMAS への参加は企業の自主性に任されている。

このように、環境報告書や EMAS の環境声明と同種の環境情報の開示を法制化し奨励することを目指した義務付け施策は、あまり多くない。しかしながら、少なくとも欧州諸国では、企業の年次会計報告や年次報告書において企業の環境情報開示を義務付ける施策が増えると予想される。この動向は、企業の年次会計報告や年次報告書の中で環境関連事項の開示を促進するよう、加盟国が適当な行動をとる旨、欧州委員会が出した 2001 年 5 月 30 日づけの勧告を受けたものである（European Commission, 2001）。

2) 環境報告書の進展

企業の環境報告に関する最初の国際的調査は、1993 年に発行された『クリーンになる - 企業の環境報告、持続可能な発展に向けて (Coming Clean—Corporate Environmental Reporting, Opening up for Sustainable Development)』である。この調査の特徴の一つは、“緑の体裁づくり (green glossies)” を第 1 段階とし、持続可能な発展に関する報告を第 5 段階とした、5 段階の報告モデルを使っていることである。これは報告書の“分類学”の確立を目指した最初の試みの一つであった。

企業の環境報告の進歩に関する 2 つめの国際的調査である『利害関係者を参画させる (Engaging Stakeholders)』は、サステナビリティ社より 1996 年に発行された。この報告書は国連環境計画 (UNEP) とオーストラリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン、スイス、英国、米国の国際企業 16 社の支援のもとなされた研究プログラムの成果である。

『利害関係者を参画させる』の主な調査結果の中で、以下の動向が強調されている。

第三者レビュー、パフォーマンス指標、フルコスト会計 (full cost accounting) 及び持続可能性の関わりに対し新たに焦点が絞られ、それらへの集中が強まっている。

市場使用者（例：消費者、財務上の利害関係者など）による環境パフォーマンス情報の需要が増えている。

企業の監視追跡、格付けに環境報告書が使われることが増えている。

自主的よりも、義務的報告を行うことへの圧力が増えている。

先駆的な報告書作成者は、社会的側面の報告を必要不可欠な新分野とみている。

ルンド大学国際環境産業経済研究所 (IIIEE) が KPMG 環境アドバイザーのために 1996 年に実施した国際調査 (KPMG, 1997) では、環境報告が急速に広がっていることが示されている。結果は国、業種毎に異なるものの、全体として環境報告書を発行する企業が増えるとともに、報告書の質も向上していた。

1999 年 7 月、KPMG による環境報告の国際調査 1999 (KPMG International Survey of Environmental Reporting 1999) が発行された。この調査では、欧州においては、調査対象となった全ての国、特に報告を義務付ける法規のある国（デンマークでは 1996 年の 8 % に比し 99 年では 29 %）や EMAS 導入の多い国（ドイツでは 1996 年の 28 % に比し 99 年では 36 %）において、環境報

告が著しく増えていることが示されている。調査ではまた、欧州とは全く対照的に、環境報告書を発行している米国の一流企業の割合は 1996 年の 44 % から 99 年の 30 % に減っていることが示されている (KPMG, 1999)。1999 年の KPMG 国際調査の結果と時期を異にして行われた調査の主な結果を、以下にまとめた。

KPMG による環境報告の国際調査 1999 の結果

- ・ 年次環境報告書を作成している大手企業は、1993 年の 13 % から、1999 年の 24 % へと大きく増加し、報告書の質も著しく向上している。
- ・ 欧州の動向とは対照的に、環境報告書を発行している米国の大手企業の割合は、1996 年の 44 % から、1999 年の 30 % へと減少している。
- ・ 第三者レビューのレビュー対象範囲や方法等は様々で、報告されているデータや情報の信頼性を保証し、読者がそれを活用できるレベルからはほど遠い。

出典：KPMG (1999)

表 1：KPMG による 1993 - 1999 の環境報告調査の主な結果

	1993	1996	1999
調査対象企業数	810	1300	1100
回答割合	85 %	69 %	98 %
環境報告書を発行している企業数	105	220	269
調査対象全体に対する環境報告書発行企業の割合	13 %	15 %	24 %
(環境報告書を発行している企業のうち) 第三者レビューを受けている企業の割合	-	15 %	18 %
環境報告書に持続可能な発展を取り上げている企業の割合	-	12 %	36 %
上位 250 社の中で環境報告書を発行している企業の割合	-	-	35 %
“汚染”企業上位 250 社の中で環境報告書を発行している企業の割合	-	-	44 %
調査対象 1100 社の中で他の企業報告書の中で環境情報を載せている企業の割合	-	-	47 %
環境報告書に目標値を掲げて進んでいる企業の割合	-	26 %	53 %

出典：KPMG (1999)

近年、環境報告書に関する世界規模での登録と電子 (情報) 交換のプラットフォーム構築に向けての試みがいくつかなされている。中でも注目に値するのは、ドイツ連邦環境庁 (Umweltbundesamt: UBA) と、ロンドンに拠点を置く Next Step コンサルティングとの、包括的なアーカイブを構築するための共同事業である。同事業の関係者は世界中で発行された環境及び持続可能性報告書のアーカイブを構築中で、一般市民もベルリンの UBA の図書館部からこのアーカイブにアクセスできることになる。現在約 2400 の報告書がこのシステムに入っている (B & E, 2001)。国、業種別の報告書数の詳しい統計は www.corporate-register.com に載せられている。

3) 様式、形式、内容の進展

環境報告書のためのガイドラインは、1990年初頭から数多く発行されている。その中でも最も知られているものの一つに、北米における一般市民のための環境報告イニシアティブ（Public Environmental Reporting Initiative: PERI）がある。北米における環境報告の中で確立しているものとしては、セリーズ（Coalition for Environmentally Responsible Economics : CERES）が推進している様式がある。環境のための世界産業委員会（The World Industry Council for the Environment: WICE, 現在の WBCSD）も、環境報告に関する経営者ガイドを1994年に発行している。WBCSDに加え、数多くの団体 - 例えば、英国の企業と環境のための諮問委員会（Advisory Committee on Business and the Environment : ACBE）、諸外国化学企業委員会（European Chemical Industry Council: CEFIC）、地球環境マネジメント・イニシアティブ（Global Environmental Management Initiative: GEMI）、国際環境マネジメント・ネットワーク（International Network for Environmental Management: INEM）、英国のウェールズ王子企業リーダー・フォーラム（the Prince of Wales Business Leaders Forum: PWBLF）、社会ベンチャー・ネットワーク（Social Venture Network: SVN）等 - が環境報告に関する勧告、基準やガイドラインを策定している。

ガイドラインは現在、環境報告書の内容に関するチェックリストの形態をとる傾向にあり、その中には質的・量的情報の双方、金銭的・非金銭的データの双方が含まれている。入手可能なガイドラインの多くが扱っている分野は以下の通りである。

- ・ 企業の概要
- ・ 環境方針
- ・ 環境マネジメント
- ・ 法規遵守
- ・ 汚染物質の排出
- ・ 資源効率
- ・ ライフサイクル的視点からみた製品の環境負荷
- ・ 環境責任と費用
- ・ 利害関係者との関係

多数のガイドラインが発行されている一方で、ガイドライン間の合意は少なく、どのガイドラインを使ったらよいのか、混乱を招いている。GRIが立ち上げられたのもまさにこの理由からである。

GRIは、組織が経済、環境、社会各面に及ぼす負荷に関する自主的報告のための共通の枠組みを作り出すため、世界各国から多方面の利害関係者が集まって行っている運動である。GRIの委員会は2000年6月、その最初の持続可能性報告ガイドラインを出した。このガイドラインは現在、参加企業からのフィードバックに基づき改訂されているところである。GRIリストによると、現時点で少なくとも84の企業がその持続可能性報告のガイドラインを使っている（GRI, 2001）。

GRIが幅広い枠組みを提供しているのは、報告の様式や形式に関することに限られることから、報告書の特定の内容を扱ったプロトコルが多数出されている。これらのプロトコルは、環境効率、温室効果ガス、財務に關係する環境情報、業種別の指標など、企業が特定の指標に取り組み、そのためのものさしを作る手助けとなることを意図している。この分野での主要な動向を以下にまとめた。

温室効果ガスの報告

温室効果ガスプロトコル・イニシアティブは、企業、非政府団体、政府、政府間団体を幅広く取り込んだ国際連合体である。この連合体は、持続可能な発展のための世界企業委員会 (World Business Council for Sustainable Development: WBCSD) と世界資源研究所 (World Resource Institute: WRI) の傘下にある。国際的に受け入れられる計算・報告基準を構築し、企業やその他の団体での使用を促進するため、温室効果ガスに関する一流の専門家を一堂に集めている。イニシアティブは計算・報告のための最初の基準を 2001 年に発表した。プロトコルを使うことによって、企業は、国際的な会計報告基準と一貫した形で温室効果ガスの削減を報告できるようになる。既にダウケミカル、フォード自動車、ジェネラル・モーターズ、フォルクスワーゲン、IBM といった各社が、この手法を試している (WBCSD & WRI, 2001)。

WBCSD 環境効率マトリックス

持続可能な発展のための WBCSD は環境効率マトリックス事業を立ち上げ、2000 年 6 月にはマトリックスに関する報告書を発行した (Verfaillie & Bidwell, 2000)。この事業では、パフォーマンス指標策定のための原則が多数勧告されている。

事業では指標を以下の 3 つに分類している。

- ・製品・サービスの価値
- ・製品・サービスの創出から生ずる環境負荷
- ・製品・サービスの使用から生ずる環境負荷

ワーキンググループでは、あらゆる企業が活用することのできる一般に適用可能な指標を生み出すことを目的に、指標を地球規模で受け入れられているかたちで表現し、その測定方法を述べている。

(I) 製品・サービスの価値に関わる一般に適用可能な指標には、生産された、あるいは消費者に提供された製品・サービスの量、及び総売上高

(II) 製品・サービスの創出から生ずる環境負荷に関してはエネルギー消費、物質消費、水消費、温室効果ガスの排出量、オゾン層破壊物質排出量

といった指標が挙げられている。ワーキンググループは、製品・サービスの使用から生ずる環境負荷に関しては一般に適用可能な指標はないと述べている。このグループに属する指標は全て、業種別のものとみなされている。

WBCSD は全ての企業が一般に適用可能な指標に関するデータを収集し報告することを勧告しているが、これらの指標が企業の環境効率パフォーマンスを表現しているとは必ずしもいえない、という警告も発している。企業の環境効率の概要を示すには、一般に適用可能な指標を各業種にふさわしい特定の指標や意味のある環境効率比率と組み合わせて使わなければならないとしている (Verfaillie, et. Al, 2000)。

財務会計・報告における環境事項

環境関連費用、危険、責任の認識、分類及び数量化に関する議論が、国際組織において数多くなされている。米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board: FASB) 欧州会計士連

盟(Fédération des Experts Compatibles Européens : FEE) 国際会計基準委員会(the International Accounting Standards Committee: IASC) といった基準に関する組織や専門家組織は、1990年代数多くの勧告を提示した。勧告の間には依然としてかなりの矛盾があり、どの環境関連事項を認識し、それをどのように測り、何についての情報を開示すべきかの決定に関する経営者の裁量の余地は大きい。

4) 環境報告書の現状

KPMG の 1999 年の調査以降に関する環境報告書の進展は以下のとおりである。

統合

環境、社会、経済の各事項について求められる報告要求が収束されていくことが見通される。包括的な情報管理システムを採用する企業が増えていることも、収束を促進する。環境報告書に含まれる内容は、社会問題への関心が高まりとともに、社会、環境、経済の各要素を含めるべく拡大している。現在、ガイドラインの多くが環境報告から持続可能性報告、社会的責任の報告、あるいは“トリプルボトムライン(triple bottom line)”報告という分類の使用に移行している。

基準形式

GRI が様式や形式の進展を引き続き促し、報告の枠組みに関する国際的合意を構築していくことと思われる。このような GRI の取り組みを考えると、環境及び持続可能性報告に関するガイドライン策定を各国が個別に行ったり(英国、ドイツ、デンマーク)、ISO が報告に関する ISO 基準を求める決定をしたりしていることなどの整合を図ることが必要と考えられる。

内容

内容については、進展の余地がかなりある。業種別の指標にもっと焦点が絞られるようになるであろう。このことは、GRI が最近、業種固有の問題に焦点をあてていることにも反映されている。最大の課題は社会パフォーマンス項目と指標の共通基盤を見出すことである。

媒体

技術の進歩に加えインターネットへのアクセスが引き続き増えていることから、最近になって、ウェブを報告の媒体として使用すること(単独の報告書そのもの、あるいはハードコピーの印刷物に載せられた情報の追加として)が急増している。

これに加え、使用者側(特に社会的責任を取り入れた投資分析家)が様式の一貫性を求めていることと報告書を比較評価する必要性から、情報交換と報告のための共通基盤の開発がはじまった。企業は、これらの交換基盤のいずれかを選択し、選択した基盤に自らのパフォーマンス関連データを供給する。こうして集められた情報は一般市民に対し、一定の基準に沿い、簡単にアクセスできる様式で提示される。諸外国ではこのような報告基盤を構築しようという試みが複数なされているが、いずれも現段階では情報掲載の企業数があまり多くない。

使用者の期待

年金基金改正に関する最近の法規（例えば英国、ドイツ、ベルギー）では、企業への投資分析の中で社会や環境に関する事項をどの程度考慮するかについての情報を開示する義務を基金運営者に課している。この改正は、社会的責任を配慮した企業への投資市場や倫理面に関する指数（例えば英国のFTSE4Good 指数やダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・グループ・インデックス）とともに、環境・社会の側面に関する公の報告を需要側から促進する手法の中で主要なものである。

一方で、需要に対する企業の見方は交錯している。デンマークの環境報告書（グリーン・アカウント）施策に関し行われた最新の評価では、企業の多くが、発行した報告書に対する一般市民からの注文や応答がほとんどないことを問題としている。^{*2}。

法規

欧州国内では、幾つかの国（オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンなど）が、環境報告を増やすことを目的とした法規を制定している。

3 . 第三者レビュー等の状況

環境報告書の進展につれ、報告書に提示された情報の質、正確性や信頼性、提示された情報が企業の環境、社会面の負荷を公平かつ完全に表しているかということに関する懸念も生じてきた。環境報告書の信頼性を向上させるため、報告書を第三者にレビューしてもらうという選択をする企業も出てきた。しかしながら、非財務情報をレビューする手順や方法は十分に確立されていない。諸外国では、90年代、環境コンサルタント、会計士団体や非政府団体など、様々な主体の間で報告に関する議論が展開された。その内容は例えばレビュー実施者の資格や信頼性、レビュー手法、第三者意見書の関連性と重要性、レビュー領域、費用、といったことであった。なかでも会計士団体は、レビューに関するガイドラインなどを種々取りまとめ、議論をリードしている。

第三者レビューとは、企業の報告書の質、正確性や完全性をいずれかの形で独立評価したものと定義づけられ、監査、レビュー、証明、その他の保証手段を含みうる（BSR, 2001）。しかしながら、この評価は環境報告書そのものの質についてであって、企業の環境、社会面における現実のパフォーマンスを評価しているかどうかについては疑問があるということを認識しなければならない。

本節では、会計士団体によって進められたレビューをとりまく最新の進展状況、レビュー方法の面からみた課題、レビューの採用と主要な関係者に関する今後の見通しを取りまとめた。

*2 : スウェーデンの公共事業会社のある環境担当者は、需要がないことから、環境報告書をハードコピーで出版しないことを検討しており、ハードコピーの代わりにインターネットを媒体とした報告に切り替え、出版する情報量を減らすことにしている。

1) 専門家、会計士団体の役割

環境及び社会面に関する第三者レビューサービスを行う団体は急速に増え、その団体の概要は様々である。環境報告書の第三者レビューの場合、レビュー実施者の資格は決定的に重要である。たとえば、EMAS 声明のレビュー実施者は公認されていなければならない。第三者レビューによって環境報告書の信頼性を増すためには、レビュー実施者自身が信頼するに足る者でなければならない。財務監査業界に存在するものと同様の資格が環境報告書のレビュー実施者に関しても要求されるようになってきている。業界に一定の基準が保証されていることは、レビュー実施者、レビュー依頼人双方にとって利益のあることであると考えられる。

英国勅許公認会計士協会 (Association of Chartered Certified Accountants : ACCA)、カナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants)、欧州会計士連盟 (Fédération des Experts Compatibles Européens : FEE) といった専門会計士団体が、環境、社会面双方の報告書の第三者レビューのためのガイドライン策定に参画している (BSR, 2001)。

欧州会計士連盟 (FEE) は欧州の職業会計士業界を代表する組織である。FEE は“環境報告書の保証 (providing Assurance on Environmental reports)”に関するディスカッション・ペーパーを、それに対する回答のまとめとあわせて発行した。FEE は 1996 年、このディスカッション・ペーパーの発行に先立ち、レビュー実施者の第三者意見書に関する欧州全体の調査を終わらせている。この調査で、専門家の声明は環境報告書、サイトレポートの価値を高めうるが、現在出されている声明は使用者読者の側からみて、価値を高めるにはあまりにも多様である、ということが分かった。FEE は、その主な勧告の一つとして、環境報告書の監査をどのように行うべきか、またどのような第三者意見書を書くべきか、ということに関し一般的に受け入れられたガイドラインがないことから、専門家の第三者意見書には監査の対象範囲と目的の言明が含まれているべきだ、と述べている。また、FEE の調査では、環境報告書に対する専門家の第三者意見書の内容についても提案しているが、“期待ギャップ”が生じる可能性を否定はしていない (FEE, 1999)。期待ギャップは、読者の期待する環境報告書の活用範囲や信頼度が、報告書に関する独立した見解を提示する責任のある監査人が期待するものを超える時におこる。

2) 第三者レビューとレビュー実施者

第三者レビューに関する需要は予想を下回っている。様々な専門家が、企業は信頼性を得る一手段として第三者レビューを得るという選択をするだろう、と予測したのとは対照的に、欧州ではレビューという手段の採用はあまり普及していない。KPMG の調査 (1999 年) では、報告書を部外者にレビューしてもらった企業は調査対象のうちわずか 18 %のみであったことが報告されている。第三者レビューがより一般的なのは、一般市民が強い不信感を持っている業界のみである。同調査によると、化学物質、合成化学、石油、ガスの業界、公共事業体が第三者レビューを受信している場合が多い。これらの業界に対する社会的プレッシャーが、環境負荷が低いだろうと思われる他業種に比べ一般的に高いことが理由である (KPMG 1999)。

KPMG の調査によると、レビュー実施者の選択に関しては、企業の大多数が、環境報告書を独立してレビューする機関として、大きく知名度の高い公認会計士事務所あるいはコンサルタント会社を選

ぶ傾向にある。第三者意見書に署名しているもののうち過半数（56 %）が経営諮問会社である。大規模な公認会計士事務所が、自ら全てのレビュー業務を行うことができると信じ、自らそのように言っている一方で、環境専門家は環境専門家と会計の専門家の混合チームでなければいけないと主張している。後者の場合、報告あるいは声明自体において、“チーム”でレビューを行い、監査専門家と環境専門家の双方の専門性を活用したことを述べていることが多い。KPMG の調査では、大きな（環境）コンサルタント会社が声明に署名している場合が 33 %、レビューや登録、コンサルタントサービス提供会社による署名が 12 %であった。

環境報告書のレビューに関わってきた主な機関とその貢献内容についてまとめたのが表 2 である。

表 2：環境報告書のレビューに関わってきたコンサルタントや専門機関

機関	機能	貢献内容
財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB） 米国を基盤とした独立機関で、私企業の財務会計や報告の基準設立をする任務を持っている。	審議会の使命は、財務会計やその報告の基準を設置、改善し、手形の発行人、監査人、財務情報の使用者を含む一般市民に指針を与え教育することである。	財務報告書には表われてこない手に触れられない資産の情報開示に関する討論紙の発行（2001 年 8 月）、企業報告研究事業（Business Reporting Research Project）の一部に財務報告書以外における自主的な報告促進に関する見解についての報告書を作成。（環境・健康・安全に関する報告を企業運営戦略に関する情報の一例にあげている。）（2001 年、自主的情報開示の促進）
欧州会計士連盟（Fédération des Experts Comptables Européens：FEE） 欧州の職業会計士業界を代表する組織	基準やガイドラインの策定	“環境報告書の保証（providing Assurance on Environmental reports）”に関するガイドライン案を内外での検討のため策定。
（Global Reporting Initiative：GRI） 非政府機関：多方面の利害関係者の集まったワーキンググループ（WG）	環境、社会面での企業報告の基準に関する合意形成	第三者レビューを必要とするのは誰かということから、それを実現する最適任者は誰かにいたるまで、第三者レビューに関する全ての論点を検討する WG
ドイツ公認会計士協会（IDW）	専門家機関	環境報告書の第三者レビューに関するガイドライン“環境報告書の検査に関する一般的に受け入れられた基準”案を策定
Deloitte & Touche、KPMG、PwC、Arthur Andersen、ADL、Ennet & Young	経営諮問	環境報告書の監査及び第三者レビューサービスの提供
ERM、DHV 環境 & インフラ、サステイナビリティ社、EAQA	環境コンサルティング	環境報告書の監査及び第三者レビューサービスの提供
ノルスケ・ヴェリタス、ロイズ、デンマーク基準協会	レビュー・登録会社	環境報告書の監査及び第三者レビューサービスの提供

3) 質に関するその他の施策（表彰）

1990 年以降、社会、環境報告に関する表彰制度が数多く実施されている。ACCA が設立した環境報告賞がその一例である。表彰制度はスウェーデン、デンマーク、ノルウェー、オランダなどで実施されている。1997 年 5 月には、英国、デンマーク、オランダの公認会計士機関主催で、最初の欧州環境

報告賞が授与され、この表彰制度には他にもいくつかの国が後から参加している。最近の社会面での報告への注目にともない 2000 年 5 月、ACCA と社会・倫理責任研究所 (Institute of Social and Ethical Accountability) は最初の社会責任表彰制度を立ち上げた。表彰システム全てを網羅したリストは国際環境報告のホームページ www.enviroreporting.com に載せられている。

表彰の目的は、報告の革新と取り組みの意思を表彰するとともに、最良の取り組みを推進することである。表彰制度で最良の取り組みとされる条件の中には独立レビューの度合いも含まれている (BSR, 2001)。これに加え、生態経済研究所 (IÖW、ベルリン) がドイツで、また Deloitte & Touche が北欧諸国で毎年実施している環境報告書の格付けも、環境報告を促進し、その質を向上させる動機付けを与えるとされている。格付けは、企業が報告書の革新や報告書の分野でリーダーシップをとることを奨励し、その努力に報いることとなる。国連環境計画とサステナビリティ社、雑誌のトゥマローも、環境報告書の格付けや比較評価を定期的に行っている。

表彰制度や格付け機関は、よい環境報告書の構成要素につき、それぞれ独自の基準や基準間の比重を設定している。表彰制度は、環境報告における最良の取り組みとは何かを示すことを通じて、環境報告書の内容の進展に多大な影響を及ぼしている。報告書の格付けのための基準も環境報告のガイドラインとしての役割を果たすことになる。

しかしながら、環境報告書の読者は多様でその必要としていることも異なることから、報告書の善し悪しを評価するにあたり、そのような格付けの結果を使うことは難しいのが現状である。利害関係者の必要としていることは多様であり、たとえば、環境賠償責任は他の関係人に比べ金融業界にとっての関心事項である一方、消費者は環境管理の実施状況や製品に関する環境責任についての情報に、より関心をもつかもかもしれない。必要とされていることや関心が異なるということを理解するためには、環境報告書が各利害関係者の目的としていることを満たしているかを評価するための追加手段として利害関係者との対話を行うことが必要不可欠である (Skillius 他、1998)。

これらの表彰制度や格付けは、報道機関の関心を集めることが多く、その意味で環境報告の導入を促進する。これらの制度は、報告書の質の格付けにすぎないはずであるが、残念なことに、企業の環境パフォーマンスや環境管理の格付けと誤解されがちである。いずれにしても、最良の環境報告書と格付けされることは企業のイメージにとって非常にプラスの影響を与える。

4 . 環境報告と政府の役割

欧州や北米における企業の環境報告への政府の関わりは、一般市民の知る権利や情報へのアクセス権という面から求められるようになったもので、特定の汚染物質排出や有害物質の使用についての情報開示義務に遡る。環境情報へのアクセス権を定めた欧州協議会指令 (90/313/EEC) がこの一例で、同指令では、環境に関する任務を持つ公共会社を含む全ての公務員に、市民からの要請があった場合、環境情報を入手可能な状態にすることを義務付けている (Skillius 他、1998)。

しかしながら、報告の義務付け施策の多くは、様々な認可制度を通じて、行政機関に対する報告を企業に要求するものであった。環境情報を一般市民に報告することを義務化している国は現段階では限られているが、行政機関への報告を義務付けている国は多い。

行政以外の社会の構成員による企業の環境情報に対する需要が増えたことは、たとえば環境報告書という形での自主的報告の需要を刺激した。サステナビリティ社は『利害関係者を参画させる

(Engaging Stakeholders)』において、環境報告を行っている企業が行っていない企業に比べて不利になる、という“ただ乗り”現象に対処するため、主要な産業の報告義務を法制化することに向けての国家や国際機関への圧力は高まるだろう、と結論付けている(SustainAbility 他、1997 年)。

一般市民向けの報告義務化を支持する論拠の主なものとして、様々な利害関係者を満足させ目的を達成するため、報告手順を一本化し調和させる必要がある、ということが挙げられるであろう。(一般市民、行政機関双方に対する)環境報告の義務化を支持する主な見解を以下にまとめた。

国連環境計画は、報告の義務化は汚染回避型環境戦略を促進し企業の社会責任を確実にするため必要不可欠な役割を果たすという見解をとっている(UNEP & Sustainability, 1994)。各国政府は、アジェンダ 21、特に有害化学物質の環境に適合した管理に関する部分(19 章)に含まれる勧告の実施方法を引き続き検討するであろう。

多くの環境問題が地球規模であることから、汚染物質の国際的な登録システムを構築する必要がある。環境報告の義務化システムは各国が必要な情報を収集するための費用対効果の高い方法である。

財務報告の中で環境関連事項をどのように取り扱うかを示す法律が必要である。法律は環境関連事項を財務報告に取り入れるための前提条件になるのは明らかであるからである。

環境報告書はまだ発展段階にあることから、義務化を定める法律はこの分野での革新を制限する恐れがあるが、企業の核となる環境パフォーマンス指標の報告義務付けは、持続可能性報告に向けて、環境報告書に新たな試みを加え、それを進展させることを排除するものではない、ということが「SustainAbility & UNEP, 1998」に示されている。同じ理由から、企業は守らなければならない報告義務があっても、自社の環境報告書の作成や改善を続けるであろう。環境報告に関するサステナビリティ社モデルの更新版では、最低限の報告義務付けの枠組みなくしては、持続可能性のための報告は不可能かもしれない、ということが述べられている(SustainAbility 他、1998)。

1) 環境報告に関する義務付け施策

経済協力開発機構(OECD)

OECD は PRTR に関する指導マニュアルを 1996 年に発行した。国レベルでの PRTR は諸外国の多くの国(例えば英国やフランスなど)に存在する。PRTR 制度では通常、重要とされる様々な物質の排出と移動を定期的に報告することを企業に命ずる。この情報は、企業機密保護の必要性を考慮しつつ、社会一般からアクセスが出来るようにされている。この結果、報告者間で比較可能な数値情報が出され、業種内でパフォーマンスが著しく低く、その改善が要される会社に対し、投資家その他の利害関係者が疑問を投げかけることを刺激することとなる(OECD, 1996)。

従って、PRTR は報告者に対し、環境汚染物質の排出や移動を削減する強い動機を与える。企業、環境グループとも口をそろえて、PRTR には義務的改善目標が設置されていないにもかかわらず、多くの法的プログラムより強い影響を与えている。一般市民が環境汚染物質の排出や移動に関する情報にアクセスすることができるようにすることだけでも、企業が汚染回避のための行動をとることを奨励するのである(OECD, 1996)。

米国

米国では、緊急計画及び地域の知る権利法(Emergency Planning & Community Right-To-Know Act: EPCRA)により有害物質排出目録(TRI)の制度が確立された。TRIは、常勤従業員が10人以上の全ての会社に対し、約600種類の有害物質の使用、製造、排出に関するデータを環境保護庁に提出することを義務付けている。製造施設約2万と連邦施設約200が毎年報告書を提出している。このデータは行政機関により集計処理され、インターネットその他の媒体を通じて一般市民が入手できるようにされる。TRIは産業界にとって公の“通信簿”であり、有害物質の使用・製造・排出削減に向けての力強い動機を創出することが意図されてきた。産業有害化学廃棄物の管理に関する国規模での年ごとの帳簿づけは有害物質の環境や人体への影響を懸念する個人や地域社会にとって価値のある情報源である。市民は地元の施設の環境負荷を他施設との比較によって評価し、有害物質の使われ方を裁定し、地域社会に生じ得る健康への影響を評価するにあたり、その他の情報とあわせてTRIを活用することが出来る。団体は地域の製造業者と建設的な対話をかわす出発点として、TRIの情報を活用することができる(Skillius他、1998)。

欧州連合

欧州レベルでは、環境情報へのアクセス権を定めた欧州連合指令(90/313/EEC)があり、この指令によると、環境に関する任務を持つ全ての公共機関は、いかなる市民に対してもその環境情報開示の要請に応じられる状態にしておかなければならない。

PRTRの必要性は長いこと議論されているが、現時点ではそのような登録に関する明確な計画はない。包括的汚染防止及び管理(Integrated Pollution Prevention and Control: IPPC)に関する1996年9月24日の欧州協議会指令(96/61/EC)には、欧州全域のPRTRという要素が含まれている。同指令の対象となっている産業活動に属する全ての施設に対し、許可証に書かれていることが遵守されていることを確認するのに必要なデータを所管官庁に提出することを義務付けているからである。所管官庁は同時に、このデータを一般市民が入手できるようにし、欧州委員会が3年ごとに発行する主要な汚染物質排出と排出源の目録に対し、データを提供しなければならない。

企業による一般市民への報告に焦点をあてる試みとして、欧州委員会はさらに企業の環境報告と会計に関する調査を委託している。英国のスUNDERランド大学によって行われた調査では、最良の実践例を見つけ、開示されている環境情報の関連性と比較可能性を評価する、という目的で、(主に欧州の)多数の企業の年次・会計報告を調べた。同調査ではまた、開示情報の信頼性、比較可能性や有用性を向上させる方法を勧告している(Jones, 1999)。

この調査に続き2001年5月には、企業の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する欧州委員会の勧告が出された(Commission, 2001)。この欧州委員会の勧告は環境報告に関する国レベルでの行動を促進するものと予想されている。勧告では、企業の年次会計報告の中に環境情報を含めることに向けて行動をとるよう、加盟各国に要請している。スウェーデンはこの勧告に最初に対応した国の一つで、会計に関する法律の中で“年次報告上の環境情報 *Miljöinformation i fövaltningsberättelsen*”を発行し、年次会計報告の中で、排出物質を報告し著しい環境負荷を述べることを、企業に義務付けている。

欧州各国

欧州では、いくつかの国 - オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンなど - が環境報告の増加を目指した法令を可決している。

スウェーデンでは、許可証に基づいて事業を行っている企業は、政令(SNFS 1993:1, MS57)に関連のある環境パフォーマンスについて行政機関に報告しなければならない。1999年からは、年次会計報告の中で排出物質を報告し著しい環境負荷について述べることを、会計に関する法律において、一定の企業に義務付けている。

デンマークでは、1996会計年度から、3000以上の企業に対し、環境保護法の改正に基づき、“グリーン・アカウント(環境報告書)”を作成することを義務付けている。同様にオランダでも、一定の範疇に入る企業に対し環境報告を義務付ける法令が、1993年の環境管理法の延長として1999年に導入された。デンマークとオランダの法律は、行政機関と一般市民双方への報告という明確な目標を述べている。

ノルウェーでは、ノルウェー会社法と会計法において、企業が環境を汚染しているかどうか、また汚染を防ぐためにどのような行動、計画がとられているかについて報告義務を企業に課している。許可証に基づいて事業を行っている企業は、自主管理を行い、自らの環境パフォーマンスについて行政機関に報告しなければならない。

ベルギーのフランダース州では、環境許可証取得の対象となる団体は全て、行政機関(環境許可証局)に年次環境報告書を提出しなければならない。報告書には、汚染物質年間排出量、廃棄物の内容、騒音及び非技術的な事項に関するまとめが含まれていなければならない。大気汚染物質や水への排出に関するデータには一般市民もアクセスすることができる(VMM, 1999)。

フランスでは、2001年5月の欧州委員会の勧告に従い、年次会計報告における環境情報開示に関する新たな規則がごく最近導入された。フランスで公に株が取引されている企業は全て、2002年から、年次会計報告書に環境及び社会面での影響に関するデータを載せなければならなくなる。環境負荷に関しては、原材料、水及びエネルギー消費、環境を“深刻に害する”とみなされる汚染物質の排出についての数値情報を提示しなければならない(EnvironmentDaily, 2002)。

以上に述べてきた義務付け施策の一覧とその内容を簡単にまとめたのが表3である。欧州4カ国(デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン)の義務付け施策については、3)で更に分析する。

表 3：欧州における環境報告義務付け施策

施策	導入根拠・主体	国	内容
環境情報へのアクセス権 1990年	欧州連合指令 (90/313/EEC)	欧州連合	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する任務を持つ全ての公共機関に対する、要請に応じ環境情報を提示できるようにする義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
包括的汚染防止及び管理 (IPPC) 指令第 19 条 1996年	欧州連合指令 (96/61/EC)	EUレベルでの試行を 2002 年に行うことが提案されている	<ul style="list-style-type: none"> 欧州全域での PRTR 制度。 試行段階で欧州委員会に情報を提供、委員会は一般市民が情報を入手できるようにする。
年次会計報告での環境関連情報開示 2001年	2001年5月30日 欧州委員会勧告 (2001/453/EC)	欧州連合	<ul style="list-style-type: none"> 加盟各国に、企業の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する勧告に沿って、その勧告の実施を促進するべく適切な手法をとり、とられた手法を欧州委員会に報告するよう勧告。 報告への直接的影響：欧州委員会は加盟国に国レベルで直接的手法をとることを奨励。
環境汚染物質排出移動登録 1996年	OECD	例えば英国	<ul style="list-style-type: none"> 企業の有害物質の排出や移動に関する定期的報告義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
環境報告書 1993年	政令 SNFS1993:1M57	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に基づいて事業を行っている企業の、汚染物質排出に関する行政機関への報告義務。 情報開示対象は行政機関のみ。
年次報告上の環境情報 1999年	会計に関する法律	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 特定企業の、(年次会計報告における)汚染物質排出の報告、著しい環境負荷(影響)の記載義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
年次環境報告書 1999年	VMM フランダース州環境行政機関	ベルギー(フランダース州)	<ul style="list-style-type: none"> 許可証に基づいて事業を行っている企業の、大気、水への汚染物質排出及び廃棄物の報告義務。 一定の情報につき一般市民への情報開示。
環境報告書(グリーン・アカウント) 1996年	環境計算書法	デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> 特定企業の環境負荷報告義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
環境報告法令 1999年	環境管理法の延長	オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 特定業種の、一般市民、行政機関それぞれに対する2種類の報告書の作成義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
法令 2002 - 221 2002年2月	商業会社法	フランス	<ul style="list-style-type: none"> フランスで公に株が取引されている全ての企業の、年次会計報告書における環境及び社会面での負荷に関するデータ記載義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。
会社法及び会計法 1990年	ノルウェー政府	ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 企業の、汚染物質排出、環境負荷及び防止施策の報告義務。 情報開示対象に一般市民も含まれる。

2) 環境報告書に影響を与えているその他の政策

義務付け施策に加え、欧州諸国の政府の中には、企業の環境報告を刺激し奨励する様々な方策をとっているところもある。この分野における政策例を以下に述べ、表 4 に環境報告書の発行企業数増加や質の向上を刺激するような政府の行動と間接的な法的施策を列挙した。

英国の表彰制度

英国においては、ACCA の運営している国の環境報告賞、環境経営における (Business in the Environment) 企業の環境への取り組み指数 (Index of Corporate Environmental Engagement) といった企業調査、環境・食料・農業省 (Department of Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA) の奨励といったことが、報告を行う企業数の継続的増加に貢献してきた。

英国では自主的な取組を推進してきたため、様式や情報の質はばらつきがちである。政府は英国の株式市場 (FTSE350) に上場されている企業のうち報告をしていない企業に対し、2001 年末までに報告するよう求めているが、この課題が充たされない場合にはより規制的な施策をとることになるかもしれない。政策変更の最初の兆候は、環境・食料・農業省が 2001 年 10 月に、主要な環境負荷を測定し報告することを企業に奨励すべく、英国のガイドラインを発行したことに表われている。

ドイツの基準

1997 年、ドイツ基準機関 (Deutsche Institut Fur Normierung) は一般市民に対する環境報告書のためのガイドライン (DIN33922 “Leitfaden für Umweltberichte”) を発行した。英国と同様ドイツ政府も、ガイドラインの発行やドイツにおける環境報告書の賞の主催、格付けを通じて環境報告書の作成を刺激し奨励しようとした。

ベルリンの生態経済研究所 (IÖW) や、レンゲリッヒの企業連盟である future e.V.^{*3} は、ドイツの環境報告書の質を 1994 年以来定期的に評価している。物質やエネルギーの流れに関する情報といった内容のみならず、関連性や明確性も評価され、文章やレイアウトも細かく検討される。^{*4}

結果の概要は、ドイツの大企業のうち 44 % が企業グループ全体の活動の環境関連事項 (問題) に関する報告をしており、この傾向は増加している、ということである。自主的環境報告の質も向上している。しかしながら、格付けによれば、投資家や事業パートナー、業界内の顧客も環境報告に関心を持っているかもしれない、という可能性を考慮するドイツ企業はほとんどないようである。この見解の理由は future e.V. のプロジェクト・リーダー、アネット・アルパース Annette Alpers の以下の声明にも繰り返されている。

「環境関連事項を事業チャンスや市場開拓と聡明なやり方で結び付け得た報告書は皆無に近い。全体として、ドイツ企業の多くの環境に対する理解は、技術機器と事業所のみに関わるものであって、そのことが報告書にも反映されている。」

*3 : 企業連盟で格付け活動のパートナーの一員。

*4 : ドイツ連邦環境基金が主催している 2000 年の格付けの結果とその詳細な分析は、

www.ranking-umweltberichte.de に載せられている。

表 4：環境報告書を支持する政府の方策

施策	導入根拠・主体	国	内容
環境・食料・農業省 (DEFRA) 環境報告ガイドライン 2001 年	環境・食料・農業省	英国	<ul style="list-style-type: none"> 全ての企業に共通する環境負荷の測定と報告を企業に奨励。 FTSE 指数上位 350 社に報告を奨励
英国年金条例 1995 年年金法の 2000 年改正	職業年金規定局 (Occupational Pensions Regulatory Authority) 国務省長官	英国	<ul style="list-style-type: none"> 年金基金の運用者に対して、社会的責任投資に関する方針 (Statement of Investment Principles: SIP) の開示義務。 資金運営者の、社会、環境、倫理面への配慮の度合いの情報開示義務。 報告への間接的影響：環境報告書の利用者市場を刺激する⁵。
会社法の再検討 2001 年 勧告を再検討中	通商・企業省	英国	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者とのより広い関係、危険性や機会、社会、環境への負荷、といった事項を含む、企業のパフォーマンスの理解に関連のある範囲で、企業のパフォーマンスや方向性の大枠を描いた財政運営概観の作成義務を企業に課す。 報告書への直接的影響：一般市民が入手できる企業の年次会計報告の中に環境、社会面に関する報告を含めることを義務付ける直接的法規に結びつく可能性あり。
社会、環境報告書の格付け	主催：ドイツ連邦環境基金 (DBU)	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> DBU はドイツのトップ企業の環境報告を毎年検討し格付けを行う事業に資金を提供。 報告への間接的影響：報告の促進、ガイドラインの作成、非報告者に恥をかかせること。
年金改革 2001 年 5 月、2002 年より施行	国の年金制度改革 改正老齢福利厚生供給法 (AvmG) 「[福利厚生サービス] 供給者は、年金の分担金の投資をする際、環境、倫理、社会各面において求められていることが反映されているか、どのように反映されているかを、書面で宣言しなければならない。」 改正保険法 「年金基金の管財人は、年金の分担金の投資をする際、環境、倫理、社会各面において求められていることが反映されているか、どのように反映されているかを、年金受給者に対し、書面で報告しなければならない。」	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 2002 年に発効する新法は、職業、あるいは個人の年金基金 (サービス) を提供する投資会社が減税の益を得るためには、政府からレビューを受けなければいけないとしている。このレビューは、年金基金内の投資選択をするにあたって使われる社会、環境面の基準の年次報告と結び付けられている。(EuroNature.Com) 報告への間接的影響：年金基金の投資者からの圧力により、企業の取り組みの情報開示を刺激。
年金改革		フランス	英国やドイツと同様の法律が施行される予定。
年金改革		ベルギー	英国やドイツと同様の法律が施行される予定。
社会関連事項報告ガイドライン (2002 年)	デンマーク政府は、企業の年次報告に関する新法の一部として企業の社会的責任に関する自主的報告のためのガイドラインの作成を決定。	デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> 企業の社会的責任に関する報告ガイドライン作成のための資金確保。 KPMG、コペンハーゲン・ビジネススクール、オックスフォード・リサーチからなる共同事業体が、ガイドライン作成の任務を負う。

3) 欧州 4 ヶ国における環境報告の制度化の概要

本節では、デンマーク、オランダ、スウェーデン、ノルウェー各国における、報告に関する施策を詳細に検討する。これらの報告義務付け施策は、企業の環境報告に関する一連の法的手法を全般的に代表するものである。

*5：法規が企業の情報開示への取り組みに与え得る影響の評価については、

www.utsif.org/publication/report-2000-1-/text1-intmeth.shtml#intro を参照。

(1) オランダにおける環境行政の枠組み

オランダにおける環境行政は、環境省が所管しており、同省においては、環境と国土開発の調和とすることを重視しているとともに、自治体単位での地域の環境管理が重要であると考えている。

同省の約 3,000 人のスタッフの内、環境行政にたずさわる職員は約 1,000 人である。

オランダでは、国会の議決を経て、1889 年にオランダ環境計画 (The Environmental Policy of the Netherlands : NEP) を策定しており、この計画は策定後、3 度改定され、現在、NEP 4 と呼ばれる計画の策定中である。

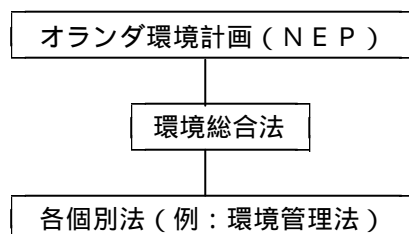
この NEP は、環境省が、大蔵、運輸、経済、農水の 4 省と共同で作成するもので、オランダの環境政策の基本となっており、環境政策の目的 (ターゲット) を規定していて、一種の法的拘束力を有している。なお、関係各省は、NEP に基づいて、それぞれの省の環境に関連する計画を策定している。

この NEP の第 3 次計画、NEP 3 の中に、事業者における環境報告の義務化が盛り込まれているが、その目的は事業者の自主的な取組の促進である。

また、NEP により規定された目的及び計画のフレームワークを立法化するために総合環境法が制定され、さらにこの総合環境法の個別法として、環境管理法が制定されている。この環境管理法の中に、NEP 3 の規定を具体化した環境報告書の義務化が盛り込まれている。

NEP、総合環境法、環境管理法の関係を表したものが図 1 であり、オランダでは、NEP の位置付けが我が国の環境基本計画とは大きく異なっている。

図 1 : オランダにおける環境政策のフレーム



(2) オランダにおける環境報告書の義務化の状況

環境報告書義務化の概要と制度制定の背景

オランダでは、1997 年 4 月に改訂 (追加) された環境管理法第 12 . 1 章に基づき、約 300 の事業所が自らの環境パフォーマンスに関する行政機関提出用と一般公表用の 2 種類の環境報告書を、それぞれ年一回作成することが義務化されており、そのどちらも一般に公開されている。

行政機関提出用環境報告書の目的は、当該事業所が、どのような環境に関する取組を行っているのかと、汚染物質等の排出の状況について、正確な情報を行政に提出することにある。

一般公表用の環境報告書は、地域住民、従業員、取引先、地域社会の NGO 等に対して、正確な情報を提供することにある。

なお、環境管理法の前文によれば、環境報告書の主要な規制目的は、法の適用対象である事業所における環境管理システムの導入促進であるとしている。

また、自主的に作成され、公表された環境報告書の信頼性にはどうしても問題があり、事業者間の公正・公平な競争という点で、誠実に環境報告書を出している事業者から、義務化し、信頼性を担保すべきだという声もあった。さらに、現在の繁栄しか考えていない事業者がどうしても存在し、環境政策上、このような事業者に対してどのように対応すべきかという課題もあった。

対象事業所

環境報告書作成の義務化は、環境に重大な影響を与える可能性がある約 300 の事業所に適用されている。これらの事業所は、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、廃棄物、排水量等について、原則として、オランダ全体の総排出量の 0.1 % 以上を排出する事業者を対象としている。

実際に対象となる事業所は、行政基本法及び環境管理法によって、地方公共団体が操業に関する許可を行った事業所であるが、後述する「3. 環境報告書作成義務のある事業所の決定手続」に示すように、どのような事業所が該当するのかは、かなり複雑になっている。

なお、対象事業所のほとんどは、化学、基礎化学（Base Chemical）、鉄鋼、電子工学、ゴム・プラスチック、紙・ボール紙、繊維・敷物、食品、建築素材、石油、石炭、電力、民間航空、廃棄物処理の各分野で事業を行っている事業者である。

行政機関提出用環境報告書の概要及び提出手続き等

- ・環境管理法は、行政機関に提出する環境報告書の内容に関して以下のように規定している。
 - 事業所が引き起こした環境に有害な結果
 - 事業所が環境保全のために施した技術的、組織的、管理的手段および対策
 - 上記に関する次年度の合理的な予測情報
- ・なお、詳細は以下の通りである。
 - 事業所名、事業所の S B I コード、環境担当役員名、省令付表 2 に示された次の 1 ~ 14 の環境負荷に関する情報。ただし、1 ~ 7 に関しては報告年度中に実施した削減対策および次年度実施予定の削減対策・削減予測値を、また 8 ~ 11 に関しては次年度実施予定の削減対策・削減予測値を、それぞれ記載する。
 - 1.気候変動（オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率）
 - 2.酸性化（酸化物質の空中放出）
 - 3.空中への拡散（規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出）
 - 4.地表水への拡散（水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出）
 - 5.富栄養化（排水への窒素・リンの直接的・間接的放出）
 - 6.排出（廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理）
 - 7.枯渇（水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス）
 - 8.土壌保全（土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び

浄化)

9.騒音(実施した騒音防止対策)

10.悪臭(実施した悪臭防止・削減対策)

11.事業所外部の安全(実施した重大事故の防止対策および成果)

12.環境管理(環境管理システムの実績・次年度予測、環境監査・監査報告書、資源管理の実績・次年度予測、環境パフォーマンスの実績・次年度予測、環境管理計画・エネルギー管理および削減計画、事故・障害・苦情等)

13.環境関連の状況変化(環境負荷・環境管理に影響する事業所の組織変更・経済状態の変化)

14.環境に関する許可(当該許可についての情報、許可条件の変更)

(これらの報告に当たっては、共通のデータシートを用いて報告する部分と、各事業者が重要と考える内容を自由に報告する部分の二つがある)

- ・政府は提出された環境報告書を以下の目的のために使用している。
 - 法律の遵守を確保し、監視する
 - 環境政策の実施状況を監視する
 - 国際的な報告義務に合致させる

- ・事業者は、前年の実績を、毎年4月までに行政機関に提出し、行政機関はそれを6月までの間にチェックし、公表する。

- ・環境報告書を提出する行政機関とは、原則として、当該事業所の操業に関する許認可を行う権限を有する地方公共団体(郡当局)及び公共事業・水管理局で、提出部数は2部である。

- ・提出された環境報告書は、各郡の環境監査官がその内容をチェックする。このため各郡では、業務量が増え、困っているという声もあるとのことである。

- ・郡当局及び郡の環境監査官をサポートするために、環境省所管の独立行政法人インフォミル(Infomill)が設置されている。

- ・インフォミルは、環境省が政策立案し、地方公共団体が執行する環境行政について、両者の中間に立って、自治体のサポート(情報提供、講習、業務の代行等)を行っている。これは、自治体には専門知識や十分な経験を有した職員が少ないためである。各郡当局に提出された環境報告書のチェックも実際にはインフォミルが行っている。

- ・またインフォミルは、環境報告書の提出義務がある事業所向けのマニュアルの作成(業種別)、事業所へのアドバイス、講習等も行っている。

- ・事業者は、環境管理法で環境報告書の提出が義務化されるまでは、個別の項目毎に、許認可に係わるデータを、地方公共団体に提出しなければならなかったが、この法律でこれらの提出が統合

化され、一つの報告で済むようになった。また、これまでは事業者は主として排出濃度を報告すれば良く、排出量の報告及びその記録の整備は義務化されていなかったが、環境管理法により、それらが義務化された。

- ・この環境報告書の義務化により、政府、事業者の両者が、それぞれ利益を受けている。政府は、毎年提出される環境報告書により、事業者の環境パフォーマンス状況を把握できるとともに、操業等に関する認可や、認可に伴う条件の調査等の事務手続きが軽減されている。同様に、事業者も、これまでは様々な報告や届け出をしなければならなかったが、政府向け環境報告書により、事業者が満たさなければならぬ報告義務のほとんど全てが包括された。この合理化は、事業者にとって効率面での利益となり得るものである。
- ・承認された環境報告書の提出は、環境に関する許認可の発行に際して付けられる条件の一つとなっている。このような許認可を与えることは、その事業者が環境パフォーマンスについて定期的に政府に情報を提供するという想定に基づいている。環境報告書提出義務のない事業者でも、希望があれば自発的に環境報告書を提出することが認められている。

一般公表用環境報告書の概要及び公表手続き等

- ・一般公表用環境報告書に何を記載するかは、原則として事業者の自由とされている。ただし、環境管理法では、以下の一般的条件を規定している。
 - 事業所の種類及び業務内容、工場等にあつては工程の内容
 - 事業所が引き起こした環境に有害な結果に関する定量的情報の要約
 - 事業所が環境保全のために実施した技術的、組織的、管理的手段および対策(ただし、一般公表用では、これら全てについて、簡潔にわかりやすく記載することが求められているが、業務上の秘密やセキュリティに関する情報を記載する必要はない)
- ・一般公表用の環境報告書は7月までに、前年実績を取りまとめ、公表しなければならない。
- ・一般公表用環境報告書の公表も、やはり事業者にとって利益となっている。なぜなら、自社の環境方針に従い、誠実に環境保全への取組を行っている事業者は、その行動内容や成果を第三者にアピールしたいと考えているからである。銀行、従業員、株主、地域住民、消費者などの利害関係者の、事業者の環境に関する取組についての関心は高まり続けている。一般公表用の環境報告書は、その事業者の環境に関する取組をこれら全ての利害関係者に対して知らせる優れた道具である。このことは、多くの事業者が既に自発的な環境報告書を作成している理由でもある。
- ・EMAS に登録している事業所は、一般公表用環境報告書を提出する必要はない。EMAS の規制に基づいて作成された環境報告書を一般公表用の環境報告書とすることができる。

環境報告書の公表

環境報告書作成が義務化されている事業者は、誰でも容易に環境報告書を手入できるようにしなけ

ればならず、その送付等の際に実費以上を請求してはならないこととなっている。また、法の適用を受ける事業所の経営者は、閲覧や配布が可能である旨を、報告年度終了後6ヶ月以内にできる限り速やかに、適切な方法で一般に告知する義務が課せられている。

環境報告書の監査

環境報告書を郡当局に提出する前に、独立した専門家による監査を受けなければならないという条文が規定されているが、現時点では、この条文に限り施行されていない。施行期日も未定ということである。環境省としては、3年以内に施行したいと考えている。

(3) 環境報告書の作成義務のある事業所の決定手続き

オランダにおいて、環境報告書の作成義務のある事業所は、得られた情報を総合すると以下のよう
に規定されると考えられる。

対象となる事業所は、環境管理法12.1条の第2項において規定されている

- ・同法第8.2条により郡知事、市町村長に許認可を受けている事業所
- ・行政基本法の規定により環境行政機関に、許認可を受けている事業所
- ・上記の環境行政機関が第8.2b条第1項に従ってその権限を地方公共団体の長に委任している事業所

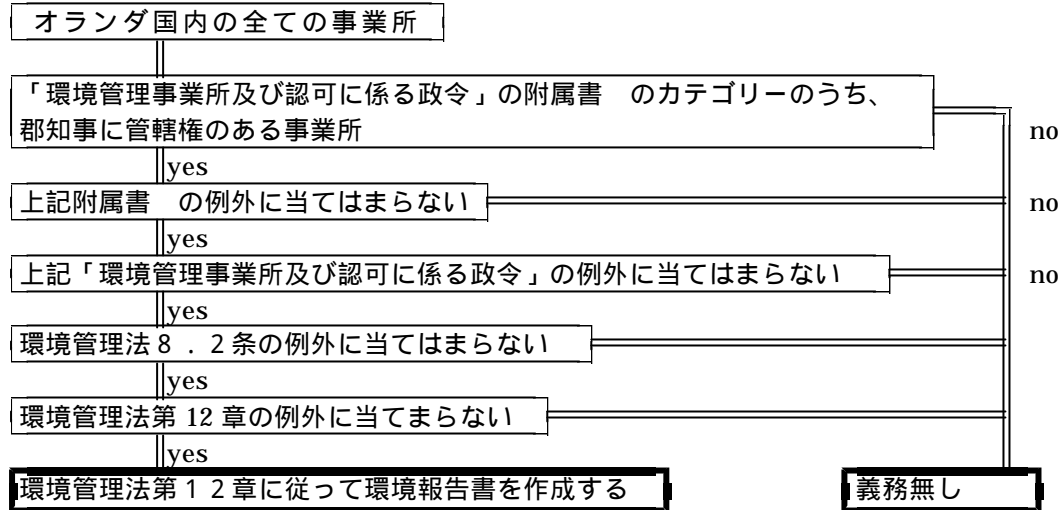
である。

具体的には、環境管理法第8.2条は、どのような事業所が郡知事の許認可を必要とするかを「環境管理事業所及び認可に係る政令」の附属書 のカテゴリーにおいて規定するとしている。

ただし、このカテゴリーによって規定される事業所については、この付属書の中で様々な例外規定が詳細に定められている。

また、このカテゴリーに規定する例外に当てはまらない場合でも、政令そのものに規定する例外、環境管理法第8.2条に規定する例外及び環境報告書の策定義務そのものを定めた環境管理法第12章に規定する例外がそれぞれあり、いずれにも当てはまらない場合に限り、環境報告書の作成義務が発生する。

図 2：オランダにおける環境報告書の作成義務のある事業所の決定手続きのフロー



(4) デンマークにおける環境計算書法及び省令の内容

制度制定の背景

90 年代以降、市民の環境問題に対する意識の高まりの結果、市民は自分自身が購入する製品やサービスの環境負荷にも関心を持つようになり、より多くの人々が、より環境に配慮した製品や商品を求めるようになってきた。そのため、製品選択の際に、事業者の環境情報の適切な公表を求める意見が強くなってきた。

同時に環境意識の高まりにより、多くの環境負荷（環境汚染物質）を排出している事業者に対する関心も強まり、また、その環境負荷削減に対する圧力も高まってきたこと等により、自らの環境パフォーマンスを記載した年次環境報告書を作成・公表する事業者が増えてきていた（1995 年時点で約 200 社）。また、環境負荷の大きい事業者は、既に、環境保護法の第 5 章によって規制を受けており、その事業者を対象として環境報告書の作成・公表を義務化することに対して、大きな反対はもともとなかった。

さらに、デンマークの事業者のほとんどが中小事業者で、欧州諸国との取引が中心であり、特にドイツ等から環境分野での注文があった場合にこれに対応できるようにすることも必要と考えられていた。同時にデンマーク国内事業者の EMAS 参加事業者は約 170、ISO14001 の認証取得事業者が約 500 であり、EMAS と ISO14001 は自主的なものであったため、全ての事業者が参加するわけではなく、環境問題の現状や欧州諸国の動向を考慮したとき、法律で環境報告書を義務化し、EU 諸国の中で先行しようという意識もあった。

これらがデンマーク議会が環境計算書法を議決した背景と言える。

なお、同法の立法主旨は、公開を義務付けることによって環境保全に対する事業者と社会の関心を高め、それによって事業者が継続的な環境改善に努めるよう誘導すること、とされている。

制度制定の経緯

1995年5月 デンマーク議会は環境計算書法（theGreenAccountsAct、法律第403号）を制定（実際には、環境保護法（The Environmental Protection Act、1994年6月議決、法律第590号）の一部改正という形となっているが、この改正部分を環境計算書法と通称している）

1995年12月 環境エネルギー省令「指定企業の環境報告書作成活動の義務に関する省令（Statutory Order from Ministry of Environment and Energy No.975 of December 13, 1995, On The Duty of Certain Listed Activities to Draw Up Green Accounts）」を制定

1999年 企業の環境報告書作成・公表に関する取組状況の調査を実施

2000年 調査結果の分析及び今後のあり方についてのたたき台の取りまとめ

2001年 今後のあり方についての検討委員会の設置

*注：環境保護法（法律第590号）は、その後、全面改正され、1998年9月に、「統合環境保護法（Consolidated Environmental Protection Act）法律第698号」となり、これに伴い、環境計算書法及び環境保護法は廃止されている。ただし、統合環境保護法における環境報告書の義務化に関する内容は、環境計算書法と全く同じである。

制度制定の目的

- ・事業者と市民の、環境に関する行動への関心を高め、より意欲的かつ目標を定めた環境イニシアティブ（率先・主導権）を促すこと - 市民自身が事業者に対して、「継続的な環境の改善に取り組むことへの動機付けをさせること」を可能にすること。
- ・市民の環境情報へのアクセスを容易にし、環境情報を簡易に提供すること。
- ・事業者が自らの環境パフォーマンス（資源消費、廃棄物及び汚染物質の排出）について、事業者自身による把握を促進すること。
- ・情報公開による事業者自身の取り組みを促進すること。

制度の基本的考え方

デンマークの環境報告書の義務化は、市場をベースにしたフレキシブルな取り組みを基本としている。

環境報告書の原則は、常に、事業者が事業者自身の環境パフォーマンス評価に関してその内容、実態を適切かつ効果的に把握していることにある。

言い換えれば、事業者は、自身の環境プロフィールに関してどのように表明するかの自由を持つべきであり、経営者は環境に関する優先度や目標を自由に策定するべきであるということである。

これらの理由によって環境計算書法は、事業者が省令の定める記載事項の開示さえすれば、環境報告書の内容等については原則として自由である「枠組み法」となっている。

対象業種

<p>A．生産、加工、及び鉄・スチール・金属・木・プラスチックの表面処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．製鉄所、製鋼所、金属工場（metal works）、スチール圧延機工場 2．鉄鑄造工場、スチール鑄物工場、金属精製所（金細工師、銀細工師の作業場を除く）、ケーブル等からの金属の抽出工場（但し従業員20名以下の事業者を除く） 3．亜鉛メッキ（galvanization）、高圧電流による亜鉛メッキ（hot-galvanizing）、電着（anodizing）、電流による研磨（electro-polishing）に関わる施設（但し従業員20名以下の事業者を除く） 4．（車台の補修を含む）鉄、スチール、メタルの表面加工に携わる施設 5．木材またはプラスチックの表面加工に携わる工場で、1時間あたり6 kg以上の揮発性の溶剤を使用する場合 6．造船場及びドック（但し従業員20名以下の事業者を除く） 7．蓄電池工場及びケーブル工場（但し従業員20名以下の事業者を除くを除く） 8．変圧器またはプリント回路を生産する電気事業者
<p>B．特定の原材料の加工、その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．セメント、石灰、白亜及び鑄物工場（但し従業員20名以下の事業者を除く） 2．ガラス工場及び鉱物綿工場（但し従業員20名以下の事業者を除く）
<p>C．鉱油、鉱油製品、アスファルト、及び天然ガスの採取と加工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．鉱油の抽出または精錬に関わる施設（沿岸に近い海上の施設を含む。但し従業員20名以下の事業者を除く） 2．天然ガスの採取、貯蔵、処理または品質向上（upgrading）に関わる施設（沿岸に近い海上の施設を含む。但し従業員20名以下の事業者を除く） 3．道路の原材料として毎時10トン以上の生産力を持つアスファルト工場または施設。ただし、（道路の原材料としての）滑らかな石材の低温加工は含まない。 4．屋根ふき用の石綿工場（但し従業員20名以下の事業者を除く） 5．タール（tar）蒸留工場（但し従業員20名以下の事業者を除く）
<p>D．化学製品、にかわ（glue）製造等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．有機物または無機物の生成、媒介物質（intermediary products）や化学物質の生産・貯蔵を行う施設において、それらの貯蔵や、操業自体が事故や周辺環境汚染のリスクを伴う場合（但し従業員20名以下の事業者を除く） 2．石油化学工場 3．（化学）肥料工場 4．薬剤の生産施設 5．年間3000トン以上の生産能力を持つ、着色料、食品添加物、補助（subsidiary）製品の生産に関わる工場 6．殺虫剤の生産、瓶詰め、及び包装に関わる工場。（但し従業員20名以下の事業者を除く） 7．年間5,000トン以上の生産能力を持つ、石鹼、洗剤、及びクリーニング剤生産工場（但し従業員20名以下の事業者を除く） 8．年間3,000トン以上の生産能力を持つ、ペンキ、ニス、接着剤の生産に関わる工場（但し従業員20名以下の事業者を除く） 9．プラスチックのプレス加工、押し出し加工、繊維による補強に関わる会社が1日あたり100kg以上のプラスチックを使用する場合 10．1日あたり100kg以上の生産能力を持つ、発泡プラスチック及び他のポリマーの生産に関わる施設
<p>E．植物性原料、飼料生産、及び印刷に関わる工場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．セルロース、紙及び紙板（paper board）工場（但し従業員20名以下の事業者を除く）。

<ul style="list-style-type: none"> 2. 木材を詰める工場 (Wood impregnation plants) 3. ロータリー印刷、オフセット印刷、シルクスクリーン印刷工場、本の印刷している工場 4. 印刷工場で1時間に6kg以上の揮発性溶剤を使用している場合 5. 繊維漂白及び繊維着色に関わる工場 6. 植物性油の精製工場。但しマーガリン工場は除く 7. 毎時6トン以上の生産能力を持つ飼料工場 8. グリーンペレット (greenpellet) の生産場 9. 年間150,000の hl 以上の生産能力を持つ、ビール醸造所及びミネラルウォーター製造所 10. 年間10,000トン以上の生産能力を持つ麦芽製造所 11. 蒸留酒製造所及びイースト菌工場 12. 砂糖工場
<p>F. 動物性原料の加工</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 蓄殺場のうち、牛と豚合わせて (または片方だけで) 年間10000トン以上 2. 5000トン以上の鳥類の解体をする施設 3. ミートミール (meatmeal) 工場 4. なめし皮工場 5. ミルク換算で年間150,000トン以上の生産能力を持つ乳製品工場 6. チーズ、粉チーズ、アイスクリーム、脱脂粉乳工場の場合は、ミルク換算で年間30000トン以上の生産能力がある場合 7. 魚粉 (fish meal) 工場 8. 年間3000トン以上の生産能力を持つ魚介類製品の工場 (缶詰や冷凍食品を含む) 9. カキ殻の乾燥またはすりつぶしに関わる工場
<p>G. 電力及び熱ジェネレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. (ガスタービン及びガスエンジンを使う施設を含む) 発電所または熱ジェネレーションの為に施設で、蓄積効果 (stoking effect) が50MWを下回らない場合
<p>H. モータースポーツのレース場、及び飛行場</p>
<p>I. 養豚場、及び養鶏場</p>
<p>J. 他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. プロテイン、ペクチンまたは酵素の工業的製造 2. 遺伝子組換え食品を含む製品の製造について、環境と遺伝子工学に関する法律 (Act on Environment and Genetic Engineering) によって認可を受けなくてはならない事業者 3. The Statutory Order の第5セクションに基づいて、安全性の評価の通知をしなければならぬ事業者
<p>K. 廃棄物の貯蔵、保管、処理、処分、リサイクル等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 化学物質、溶剤、洗剤からの廃棄物の処理または処分のための施設。化学工業からの廃棄物の処理施設 2. 廃棄物の処理・加工及び粉砕のための施設 3. 廃油または精練所からの廃棄物の処理、焼却、処分に関する施設 4. 廃棄物焼却場

記載しなければならない内容

- 環境報告書の冒頭 (導入) 部分に必ず記載しなければならない内容 (基礎的事項)
 - ・ 会社名及び所在地
 - ・ 産業部門及び重要な副次的業務
 - ・ 監査・監督を担当する郡当局 (Local Authority) の名称

- ・最も重要な環境に関する操業許可（法律）の内容
 - ・包括的許可を受けている場合にはその日付
 - ・主要業務及び重要な副次的業務に直接関連する重要な資源消費及び環境負荷パラメーターに関する短い定性的記述
- 基礎的事項に関する経営者の説明
- ・提供する情報が、なぜ当該事業者にとって重要と判断したかの根拠（読者に専門知識がないことを前提として説明）
 - ・前回提出の環境報告書からの重要な変更(deviations)及びその理由
 - ・「どのように」かつ「どの程度」、従業員が環境報告書作成に参加したか
 - ・労働環境面、例えば、従業員の安全と健康に対するリスクがある汚染物質の利用等の状況
- 環境パフォーマンスに関する内容（基本的にはマテリアルバランスで把握）
- ・生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量（Major Consumption）
 - ・それらのうち製品および廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量（原単位で表したエコバランス型の環境計算書が例示されている）
 - ・生産により生成した汚染物質の種類・量
- （これらはデータシートの形式にまとめて報告するが、その様式は、各事業者の自由。また、加工組立業の場合は、全てのデータを把握することが困難であるため可能な範囲でよいこととなっている。資本財に関するデータは含めなくてもよい）
- （定量的データの公表が、国家機密の保持や事業者の競争力維持のために重大な影響を及ぼすと考えられる場合は、売上高と関連付ける等により、環境報告書の最初の作成年を100とする指数等で公表してもよい（経営者の判断事項））
- 環境報告書に対する監査が行われた際に記載しなければならない内容
（監査を受けたことを記載するかどうかは任意であり、記載する場合は以下の内容を記載しなければならない）
- ・監査人氏名及び所属（内部又は外部）
 - ・監査報告書

環境報告書の提出先

- ・事業者は、作成した環境報告書を、報告年度の終了日から6ヶ月以内にデンマーク商業・企業庁(the Danish Commerce and Companies Agency)に提出する。
- ・商業・企業庁は、内容を審査の上、報告書が必要な要件を満たしていれば受理し、受理された報告書は公表される。
- ・内容に問題があった場合は、環境保護庁に報告書が回され、環境保護庁は改善を勧告する。期限までに修正されなければ罰金の対象となり、それでも修正に応じない場合は公開自体が認められない。
- ・また、商業・企業庁に提出された報告書の審査に当たっては、関連する地方自治体（郡当局：Local Authority と市町村：County Council）のコメントを求める。

- ・商業・企業庁に受理されてから、公表されるまでの期間は4週間となっている
- ・この法律に違反した場合は、週単位又は月単位で罰金が科せられる。

報告組織について

- ・現在の対象組織は省令で指定する環境負荷の大きい事業者約1200社（但しEMAS参加事業者は、公認環境検証人による認証済みの環境報告書を届けることで、環境計算書法の適用対象から除外される）。
- ・原則としてサイトを単位に報告（事業者全体にしてしまうと報告が難しいため、特に大手事業者は海外の支社なども含まれるためその検証が困難。但し、今後は会社単位の法律化も検討中）。

その他の留意事項

環境報告書は、一般的教育を受けたどんな人にも理解できるものであるべきであり、読みたくなるものであるべきである。そして、環境専門家だけが理解できるようなものであるべきではない（情報特性としての理解可能性重視）。

（2）デンマークにおける環境報告書の状況に関する調査結果

調査の概要

1999年の始め、環境保護庁は、オルタナティブ社会分析センター(the Center for Alternative Social Analysis (CASA))、世論調査機関である Gallup 社(Gallup A/S,)及びコンサルティング会社のハンネーエリクセン (HanneEriksen) と共同で、環境報告書の初年度の評価を実施した。

この調査は、環境報告書の作成が義務化されてから最初の2年間に、事業者、環境報告書の利用者、行政が得た経験を簡潔にまとめたものである。

調査は、1999年1月1日から同年5月31日にかけて行われた。調査は、550社分の環境報告書のレビュー、環境報告書提出義務のある事業者へのインタビュー、及び利害関係者や行政へのインタビューに基づいている。

調査の概要は以下のとおりである。

- ・1998年に提出された500社の環境報告書のレビューを行った。この数は、提出された報告書の約半数にあたる。また、1997年に提出された“第一世代”から50部のレビューを行った。
- ・500社以上の事業者において環境報告書に関する責任者への調査を行った。
- ・環境報告書に対して、特に興味または専門的知見を有する320人への調査を行った。
- ・環境報告書提出義務のある事業者を少なくとも一つは監督する立場にある全ての郡当局及び地方自治体に調査を実施した。
- ・環境保護庁及び商業・企業庁の担当者への調査を行った。
- ・いくつかの事業者の従業員及びそれらの事業者に関係する専門家に対して、グループ又は個別でのインタビューを行った。

- ・ 汚染排出事業者の近隣住民 500 人及び無作為抽出された 1900 人の消費者に対する調査を行った。

環境報告書の状況（原題：環境報告書の内容の大きな相違）

環境報告書の法制化から 3 年が経過したが調査の結果、事業者の環境報告書に関する取組は、概ね期待通りの状況であったと言える。1999 年の調査で対象となった事業者の多くが、環境報告書を始めて作成する事業者であった。この事実が本調査によって明らかになったことは、環境計算書法制定の当初の目的が果たされたことを証明している。

今後、事業者における環境データの把握及びその評価や管理がより進展した場合は、環境報告書だけでなく、事業者評価や事業者の環境保全活動促進等の新しい取組を始められると考えられる。それはデンマークにおいて、事業者によって行われるた環境保全活動を理解・評価する際のより良い基盤を提供する可能性がある。

- a) 法律では、事業者自身が、環境報告書の提出義務があることを公表する責任を有しているが、90 %以上の対象事業者が、このことを公表していた。
- b) 事業者の 80 %が、完全に、またはほとんどの法的要求事項には従っている。20 %の事業者の環境報告書は、以下の点で特に質が高かった。
 - ・ 義務的に記載する内容
 - ・ 重要な環境情報
 - ・ 優れた報告方法環境報告書の提出義務のある事業者の約 50 %以上が、上記の 3 点の質に関する要求に完全に従っているが、同時に、約 30 %の事業者の環境報告書は、質的に十分でなかった。その不十分な点は、記載しなければならない内容又は重要な環境情報を省略したり、記載していなかったことである。また、環境専門家ではない読者が理解できないという意味で不十分な環境報告書もあった。
- c) 77 %の事業者が、省令に従って環境パフォーマンスを報告している。これにより、企業が直面している一般的な環境問題に関する情報の報告が統一的行われたが、一方で、読者にとっては、生産の状態、製品、事業分野に特有の商業的側面に関する知見を得ることは難しいという問題点もあった。
- d) 法制化後の初年度における環境報告書をレビューした結果、約 80 %の事業者は、既に法律に定められた要件を満たしているか、将来、満たすことが可能であると推測される。このうち、約 40 %弱の事業者は、内容と報告様式において、法の意図を満たした環境報告書を作成していた。これらを“質の高い”環境報告書とした。
- e) 大多数の事業者の環境報告書は、冒頭に記載しなければならない情報を記載し、法の要求事項を満たしていた。しかしながら、このことは、その事業者自身と製品に関して、読者に十分な基本的な情報を提供していることを必ずしも意味するものではない。調査では、42 %の環境報

告書において、冒頭部分の内容が不適切であった。理由の一つとして、事業者がこの部分での記載量を少なくしていることがあげられ、最も重要な環境パラメーターに関して 2 行以下程度しか記載していない場合もあった。

表 5：環境報告書の冒頭部分の記載状況

事業者名	C	100%
所在地	C	99%
監督する地方当局	C	95%
事業分野	C	87%
主要業務	C	98%
重要な副次的業務*	C	86%
製造活動のカテゴリー	C	89%
環境に関する免許	C	90%
重要な資源及び環境パラメーターに関する短い定性的記述	C	89%

N=500、C：義務的に記載する内容。*なお、41%の事業者が重要な副次的業務に関して述べており、45%は該当する副次的な業務を有していないと推測される。

f) また、経営者によるステートメントの中にも、読者にとって不十分な情報しか記載していないものがあつた。25%の環境報告書において、提供する情報が、なぜ当該企業にとって重要であるのか十分に記載されていなかった。同様に、1998年に提出された環境報告書のうち「前回提出の環境報告書からの重要な変更(deviations)」に関して経営者が説明していたのは、30%以下であつた。

表 6：重要な環境要素(Environmental Factors)の評価の状況

重要な環境要素を網羅していたもの	62
重要な情報が一部記載されていなかったもの	30
重要な情報が全く記載されていなかったもの	8
合計	100%

g) 一方、多くの事業者が、義務的に記載しなければならない内容を補足する包括的な情報を、経営者のステートメントの中で自発的に記載していた。多くの事業者が、このステートメントを、環境影響の低減と資源使用量の最小化のための計画と行動を説明するために用いていた。併せて多くの事業者が、従業員の環境保全活動への日常的及び長期間にわたる参加状況と、事業者自身の環境方針と環境目的についても概略を述べていた。

h) さらに、10%の事業者が、自発的に労働環境に関する情報も記載していた。ここには、疾病による欠勤、事故の統計、及び単純な反復性労働による問題点なども含まれていた。

表7：経営者のステートメントにおける情報の記載状況

環境情報の選択に関するステートメント	C	73%
前回提出の環境報告書からの重要な変更(deviations)	C	27%
従業員参加に関する情報	C	63%
生産過程で使用する汚染物質に関連させた労働環境	C	34%
外部による監査に関する情報	C/V	9%
環境方針及び目標	V	52%
悪い環境側面	V	17%
近隣からの苦情に関する記載	V	3%
産業事故(industrial accidents)に関する情報	V	13%

N=500、但し、「前回提出の環境報告書からの重要な変更」に関しては、1999年に提出された環境報告書のうち265部を母集団とする。

C：義務的に記載する内容、V：自発的に記載する内容、C/V：義務的にも自発的にもなり得る内容

- i) 事業者は、環境保全活動及び環境報告書に関する作業への従業員参加の状況について記載しなくてはならないが、63%の事業者が従業員参加について述べており、そのうちの約50%以上はデータ収集過程での従業員参加や安全環境委員会等への参加を記載していた。従業員参加に積極的な事業者は、読者にとって読みやすく、かつ事業者自身による従業員教育のツールなどとしても使用することの出来る比較的質の高い環境報告書を作成する傾向にあった。
- j) 調査結果では、事業者は省令で要求されている環境情報の把握と管理を適切に行っていると推測できた。これは、環境に関する操業許可の一部に係るデータでもある。これらのデータは、水域や大気中への汚染物質の排出等や、水使用量、汚染物質使用量などである。
- k) 読者がどの程度、製品に関心を持っているかが不明確かであることが、事業者が原材料や添加物に関する詳細情報を十分に公表していない理由の一つと考えられる。しかし、これらの物質に関するより詳細な記載は、読者が当該事業者の製品をライフサイクル的な視点から評価すること一助となり、このことは、今後、事業者の利益に結びつく可能性があると言える。

自発的に公表された環境報告書の現状

調査対象には、92社の法律の義務とはなっていない事業者の、自発的に公表された環境報告書も含まれている。現時点では、環境報告書の質に関して、義務的に提出されたものとの優劣を示すような根拠はなかった。その差異は小さく、何らかの明確な傾向を示すものはなかった。

環境マネジメントシステムを構築した事業者における環境報告書の状況

- a) 提出された環境報告書の中の9社の報告書は、EMASに基づいて要求されるステートメントであった。これは環境計算書法で規定されたモデルの環境報告書との比較評価を行うためのサンプル数としては不十分である。しかし、調査対象のうち28社はその環境報告書の中で、EMAS、ISO

14001、BS7750のいずれかの認証取得について言及していた。さらに調査対象のうちの99社は、環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、組織的に業務を行っている」と記載していた。

- b) 環境マネジメントシステムの認証に言及した28の事業者と、それ以外の事業者の環境報告書を比較すると、前者が環境計算書法の遵守状況において、より優れていたとは言えなかった。しかし、環境報告書の質という点からみれば、EMS認証取得事業者の82%が“質の高い”環境報告書を作成しているのに対し、EMSの認証を取得していない企業で“質の高い”報告書を作成している事業者は45%にとどまっている。また、EMSを構築して事業を行っている事業者は、情報の提供の仕方が優れていた。
- c) 環境計算書法制定の目的の一つは、環境保全活動の質を高めるとともに、内部管理のための信頼できるシステム作り、環境保全に組織的に取り組むことを事業者に対して促すことにある。なお、EMSを構築していない事業者のうち3分の1は、環境報告書の中で、EMS構築に取り組む意志のあることを表明している。

環境報告書作成の進展（原題：時間をかけた“良質さ”）

調査の結果、“第二世代”の環境報告書は“第一世代”に比べてはるかに良いものになっていた。事業者もまた、2年目以降の作成作業の方が、初年度よりはるかに労力が少なくすむと認識している。このことは、事業者がデータ把握と評価のための効率的なシステムを構築しつつあることを示唆している。これにより、今後、環境報告書に含めるべき他の分野(the other disciplines)での作業のためのリソースが明らかになると考えられる。環境報告書は、事業者独自のコミットメントという形で示された環境問題、方針、目的について報告して、コミュニケーションし、これが事業者価値に基づくコミュニケーションやよい評価の広まりを促進することになる。

環境報告書作成等におけるコンサルタントと監査人の利用状況

- a) 約70%の事業者が、コンサルタントの助けを借りずに独自に環境報告書を作成していた。残りの事業者のうち、10%の事業者が環境報告書に関する全ての作業に外部のコンサルタントを利用していた。これらの事業者のほとんどは従業員20人以下の事業者であり、この規模の事業者の25%が環境報告書を完成させるためにコンサルタントを利用していた。
- b) このことは、これらの事業者が監査人や環境専門家のアドバイスを求めていたことを表している。これらの人々と契約する理由は、一義的にはより専門的な結果を入手したいということにあるが、どのように報告書を作成すればよいか不明であることや、事業者内部での人材や知見の不足といったことも理由の一つであると考えられる。
- c) “第一世代”から“第二世代”の環境報告書へと経験が蓄積されるにつれ、外部コンサルタントの利用は減ってきている。このことは、事業者自身が環境データを把握し、評価する能力を持ったという事実をはっきりと示している。

- d) 環境報告書の作成に外部コンサルタントを使いつづけている事業者の中の相当数が、外部コンサルタントを利用した環境報告書の作成によって、事業者の環境面での進展がもたらされたと確信している。
- e) 環境報告書の質に関する調査では、コンサルタントを使うことが環境報告書の質を高めるといふ結果は得られなかった。逆に、環境報告書作成の全てまたはほとんどをコンサルタントに委託して作成された環境報告書は、一般に質が悪いことが調査で明らかになった。この理由は、その事業者の環境保全活動に対する一般的な姿勢に問題がある可能性と、データの把握や評価に従業員に限られた参加しかしていないことに原因があると考えられる。

環境コミュニケーションの状況

- a) 環境計算書法を採択するにあたり、デンマーク議会が目指したことの一つは、生産と製品の環境側面について、事業者と市民の新たなコミュニケーションのためのターニング・ポイントを作り出すことにあった。このことによって、事業者と重要な利害関係者の間に、環境に関する対話のための新しいツールを作り出すことができる。
- b) 商業・企業庁の「パブリコム」サービスは、提出された環境報告書への公的なアクセスを提供している。しかしこのサービスがあるということとは、環境報告書によるコミュニケーションを提供しているということではなく、実際には、現時点で、単に環境報告書の効果的な配布のシステムが存在しているということに過ぎない。従って事業者は、環境報告書の対象として自らが考えているグループに、環境報告書が確実に届いているかどうか、事業者自身で確認しなければならない。
- c) デンマーク商業・企業庁に対する環境報告書に関する問い合わせは、主に学生、教師、監査人から寄せられている。本調査では、事業者がどのように環境報告書を配布しているかを調査した。その結果、
- ・半数の事業者において、発送された環境報告書は10冊以下である
 - ・3分の1の事業者は、100部以上を発送している
 - ・3分の1の事業者においては、環境報告書の対象が明確にされている。それは行政、経営者、従業員等であった。
- d) 環境報告書にその対象を明記しているものは15%以下であった。環境報告書の対象が定義されているもので、最も多いのは一般市民を対象とする場合で、次に地域住民(36%)、行政(34%)となっていた。従業員を対象として記載している事業者は14%に過ぎなかった。
- e) 事業者が明確に環境報告書の対象を決める能力又は意思がない理由は、事業者の日常業務から離れた所にいる利害関係者は環境報告書を読まないか、事業者の環境パフォーマンスの情報源として環境報告書を用いていないと考えられている可能性がある。

f) 利害関係者が事業者の環境に関する情報を必要とする際には、環境報告書の存在を知っていたとしても、多くの場合、事業者を直接訪問するか、地方自治体で情報を収集している。

g) 環境報告書の認知度合、職業としての利害関係者（ジャーナリスト、環境団体、投資家、各種団体、公共部門の購入担当）において高く、環境報告書に関する知識を有している者の割合は100%から88%であった。これらのグループは、どのように環境報告書を入手すればよいかも知っていた。

h) 一方、消費者（認知度52%）と近隣住民（認知度39%）は環境報告書についてあまり知識をもたず、入手方法もあまり知らなかった。この人々ほどの事業者が環境報告書を公表しているかを比較的知らされておらず、実際に報告書を入手している人々はごく少数であった。

- ・ 職業としての環境報告書のユーザーは、どこで環境報告書が入手できるかについて、少なくとも1箇所は知っている。
- ・ 消費者と近隣住民の50%は、どこで環境報告書を入手できるか知らなかった。
- ・ 事業者の50%は、環境保護庁の「環境報告書に関する情報イニシアティブ」を満たしている。
- ・ 職業としての利害関係者の33%は、期待していた情報が環境報告書から入手できなかったと考えている。
- ・ 事業者の20%は、行政が、環境報告書による環境コミュニケーションの促進、少なくとも市民の環境報告書の入手を容易にすることを、行うべきであると考えている。例えば、インターネットを利用したり、各社の環境報告書のサマリー（各社の環境報告書をまとめたもの）の発行といった手段が考えられる。
- ・ ジャーナリストは、事業者の環境報告書の相互比較を行いたいと望んでいる。
- ・ 地域の環境団体は、環境報告書がより明確かつ包括的なものになることを望んでいる。
- ・ 投資家は、環境報告書に記載された環境データが、事業者の財務に対してどのような意味を持つのかについて、経営者が明確に述べることを望んでいる。
- ・ 各種団体は、環境報告書の内容に厳格な規制（要求事項）があることを望んでいる。

環境報告書に関する地方公共団体によるコメントの状況

a) 環境報告書に関する行政の規制は、常にシンプルで、事業者の自由度の高いものでなければならない。事業者自身が環境報告書提出の義務を明示しなければならないのであって、事業者を監督する地方公共団体（郡及び市町村）に環境報告書をチェックする義務を課してはいない。地方公共団体は、単に環境報告書の間違いや問題点を指摘する権利を有しているだけである。

b) 事業者は作成した環境報告書をデンマーク商業・企業庁に提出する。地方公共団体（郡または県に相当する自治体と市町村に相当する自治体の2つの自治体がある）は、商業・企業庁経由で当該地域の事業者の環境報告書を入手してから、必要な場合は、4週間以内に、当該環境報告書に対するコメントを商業・企業庁に提出しなければならない。商業・企業庁はそのコメン

トとともに環境報告書を公表する。

- c) 事業者は、上記の地方公共団体によるコメントが付されるプロセスが不相当で、事業者に対して圧力を与えるものだと考えている。事業者との事前の議論を経ずに、監督する地方公共団体のコメントが付けられるべきではないということである。
- d) 一般に、事業者は環境計算書法に基づく地方公共団体の関与を止むを得ないものと考えているが、商業・企業庁の単に提出を受けて公表するだけの役割は不要と考えている。また、事業者の 42 %が地方公共団体が公表に先立って環境報告書に対するコメントを企業と協議すべきであると考えており、13 %がコメントを付けることを止めるべきだと考えている。
- e) 環境保護庁の役割は、環境計算書法及び省令の解釈と、法令に定められている以下の役割が中心となっている。
- ・ 環境報告書提出義務のある事業者リストのレビューと評価
 - ・ 環境報告書に関する不満・告訴 (complaints) の解決
 - ・ 事業者秘密の保護に関する決定
- f) 郡当局 (14の地方行政体 (county council)、特にコペンハーゲン市とフレデリックバーグ市) は、コメントを付すために、商業・企業庁から環境報告書の送付を受けている。(それぞれ年間に 10 ~ 100 社分程度)
- また、約 100 の地方公共団体 (全体の 3 分の 1) が、環境報告書の提出義務のある (コメントを付さなければならない) 事業者を管轄しているが、その際でも概ね 1 ~ 2 社程度である。
- g) 但し、その対応は自治体により大きく異なっており、ある自治体は全ての担当の環境報告書を読み、コメントを付けているが、一方で、読みもしなければ批判もしないという原則を持っている自治体もある。

表 8 : 商業・企業庁に対するフィードバックの状況

フィードバックの状況	郡当局	地方公共団体	計
原則的に全ての報告書に対して、レビューに関する情報と共にフィードバックをする	11	6	17
環境報告書に間違い又は不十分な点がある場合には直接フィードバックする	4	0	4
重大な間違い又は不十分な点がある場合にのみフィードバックする	17	3	20
フィードバックの手続きを定めていない	26	1	27
原則的にフィードバックはしない	5	3	8
回答なし	2	1	3

表 9 : 事業者に対するフィードバックの状況

フィードバックの状況	郡当局	地方公共団体	計
原則的に全ての事業者にフィードバックする	13	2	15
環境報告書に間違い又は不十分な点がある場合には直接フィードバックする	5	0	5
重大な間違い又は不十分な点がある場合にのみフィードバックする	13	6	19
事業者へのフィードバックの手続きを定めていない	30	4	34
原則的に事業者に対してフィードバックはしない	2	1	3
回答なし	2	1	3

表 10：事業者に対するフィードバックの内容

フィードバックの内容	郡当局	地方公共団体	計
間違い又は不十分な点がある場合には事業者に対して直接連絡をする	15	0	15
間違い又や不十分な点について事業者と内々に話し合う	5	0	5
事業者に対する一般的な監督業務との関係で環境報告書についても話し合う	49	11	60
提出期限の前に、特別な会議を開いて環境報告書について話し合う	6	3	9
通例として、事業者は自治体からフィードバックは受け取らない	9	5	14

環境報告書における利害関係者との対話及び環境報告書により得られた成果（原題：限られた利益、大きな報酬）

a) 市民、事業者の周辺住民、及び当該事業者の立地場所から離れた場所にいる多くの利害関係者は、環境の状態や環境パフォーマンスに関する情報を得るために環境報告書を使うことにあまり関心を示していない。

b) 多くの事業者は、利害関係者が環境報告書に意欲的な関心を示さない状況に失望している。しかし、その一方で多くの事業者は、環境の改善、財務の結果、組織としての優位性等の形で、環境報告書に関わる努力が成果を生み出していると確信している。

- ・事業者の41%が環境の改善を達成したと信じており、56%が環境のパフォーマンスの改善を達成できなかった。3%については不確定であった。
- ・環境報告書を通じて環境改善を達成した事業者の中では、エネルギー面での改善を達成した事業者が70%、水と廃棄物の削減が50%、資源消費量削減が40%、排水及び添加物の削減が30%、大気への排出の削減が20%、土壌への排出の削減が10%となっている。
- ・多くの事業者が、環境に関する要求がいつそう支配的になりつつあるマーケットで、競争上の優位を達成できたと考えている。
- ・環境改善が達成された要因としては、監視・コントロールシステムの導入が40%、省エネシステムの導入が60%、省水システムの導入が40%となっている。
- ・顧客が環境影響や環境パフォーマンスに関する文書について問い合わせる際には、環境報告書を作成している事業者のほうが（回答のための）準備がより整っていた。
- ・多くの事業者は、環境報告書により、事業者の環境への取組及び環境パフォーマンスに関するわかりやすい取りまとめができ、有意義であったと考えている。
- ・環境報告書は、学校や団体からの見学者が来た場合や、工場等の一般公開日等においても積極的に使われていた。
- ・事業者の49%が、資源の有効利用の結果として、金銭的利益を得ている。これらは、一般に数千デンマーク・クローネになる。しかし若干の事業者は、環境改善の努力を通じて、最高250,000クローネ（約35,000米ドル）の収益をあげた。

c) 事業者は、環境報告書の作成・公表によって、新しい事業者経営の指針が得られと考えている。

それは「もし我々がより少なく消費し、そしてより良く原材料を利用するなら、我々はさらに多くの利益をあげることができる。そしてもし我々がより良くすべてを利用するなら、我々は廃棄物を減らし、廃棄にかかるコストも削減できる」というものである。

d) 多くの事業者にとっては、経営者と従業員が環境報告書という新しい、有効な対話の場を持つことにより、事業者内に新たな、そしてより良いダイナミズムを生むと考えている。このタイプの事業者は、事業者のパートナーや供給先との対話を環境報告書により進めることにより、協同で環境改善を達成することが可能となる。

e) 環境報告書を、事業者価値を伝達するための手段と見なす事業者もある。環境報告書を通して、事業者の責任や環境保全に対する考え方等を、環境に関する方針や目的、結果を証明する行動（パフォーマンス）に翻訳して読者に伝えることは容易である。それによって事業者に対する親近感や理解が得られている。

g) どのような業種の事業者であっても、環境報告書があれば、環境に関する取組や環境パフォーマンスについて、文書によりただちに回答することができる。このことはデンマークの中小事業者の競争力を高める。

(6) デンマークにおける今後の方向性

- ・デンマーク環境エネルギー省及び環境保護庁は、環境報告書の提出義務化が始まって以来の2年間で得た経験を元に、環境計算書法の改正を検討している。
- ・デンマーク環境保護庁は、この改正のたたき台として、「将来の環境報告書の要素 ('Elements in FutureGreenAccounting) 」と題したディスカッション・ペーパーを作成した。
- ・このペーパーは、議会の環境都市計画委員会 (Environment and Planning Committee) における政治的議論のためのたたき台として活用されている。
- ・また、現在、産業界、環境団体及びその他の関心を有するグループからのコメントや提案を受けている。
- ・ペーパーの主な内容及び環境エネルギー省・環境保護庁が考えている今後の方向性は以下の通りである。

環境に関する操業許可とのリンク

環境報告書と環境に関わる操業許可をよりリンクさせるため、どのように環境報告書を改善させることができるかを検討することが重要である。環境報告書に煤煙やばいじん、騒音等の排出許可に関する情報の記載を求めることができる。これは、地域の環境行政が注目している環境影響をよりわかりやすく報告するものとなる。

また、事業者の環境影響や環境に関する取組を評価する利用者の能力を高めるべきである。これは、地域的なアプローチを、ローカルアジェンダ21に基づいてなされている活動と調和させるためでも

ある。今後はなるべく自治体の関与を強めていくことが望まれる。特に、地方公共団体が、当該事業者のどの部分が環境負荷が高いのかを把握し、それを地方の環境行政に役立て、さらに情報公開と結びつけていくことが必要である。

汚染物質使用に関連する全ての側面の記載

現在、多くの事業者は、環境や健康に影響のある汚染物質については、購入量と消費量から知ることのできる情報だけを提供している。しかし将来においては、製品に含まれる化学物質（環境保護庁が望ましくないものとしてリスト化した 78 物質）の含有量について報告を義務化する必要がある。また、最終製品に含まれなくても、供給先、取引先からの購入物品等に含まれている物質についても同様に報告を義務化する必要がある。

地方公共団体の関与の度合いの強化

現在、地方公共団体は事業者の環境報告書にコメントをつける権利は有するが、義務は負っていない。将来的には、地方公共団体は、自身の管轄する地域の事業者の環境面に対する見解と、環境報告書の内容が一致するかどうか確認する必要がある。このことは環境報告書及び事業者の信頼性（credibility）を高めるであろうし、同時に地方公共団体は、どの事業者において経済的・環境的改善がみられたかを知ることができる。

環境政策・目標、結果の有無の記載の義務化

環境に関する方針がない場合は、ないことを公開、環境方針と目標、結果の関連の説明、グリーン購入の内容の説明（その事業者が供給先や取引先に対して環境に関する要求を行っているかどうか）等を新たに報告義務に追加する。これは、環境報告書の質の改善及び環境マネジメントシステム導入の動機をもたらすと考えられる。データは過去 4 年と当年度、計 5 年分のデータの公表を義務化する。

税制面での優遇

長期的には、環境報告書を「環境税の還付（environmental tax return）」と結びつけ、発展させることが、エネルギー環境省及び環境保護庁の果たすべき主要な役割として考えられている。このことは、事業者の関心を、原材料選択、資源及び生産過程の管理、そして環境影響の削減そのものに向けさせるインセンティブとなる。また、地域環境の改善や、製品のライフサイクルを通しての環境負荷の削減にも資する。

従業員参加の促進

環境に関する活動や環境報告書の作成に、従業員がより積極的に関われるようにすることが望まれる。この2年間の経験で、従業員参加に積極的な事業者は、より質の高い環境報告書を提出することが

示されている。従って、将来の環境報告書は、従業員参加に関してより明快な視点やその参画方法を持たなくてはならない。

今後のあり方を検討するための検討会の設置

環境報告書の内容をさらに発展させるため、環境保護庁は、行政、事業者、各種団体が一堂に会して環境報告書に関する議論やその改善をはかることのできる場の設置を提案している。その目的は、環境報告書の形態をより有効的なものとし、利用者のニーズも含めた新しいニーズに対して、環境報告書がより早く応えていくことである。

この今後の検討のためのフォーラムのメンバーは 20 人程度が予定されている。

その他の検討事項

- ・ 運輸の部分のデータの取り扱い、製品の環境パフォーマンス、環境会計情報、農家をどうするか（大規模な酪農家等）。
- ・ 市民が簡単に事業者の情報にアクセスできることが基本であり、インターネットでの公開も検討中。
- ・ マクロとミクロの統合は長期的には考えている、現時点では各事業者のデータの取り方にばらつきがあり、全体としては難しい。

今後の取組について

- ・ 環境格付けは政府自身ではやっていないが、それをやっているところところをサポートしている表彰制度のサポートもしている。
- ・ 今後は、スウェーデンと共同で、環境報告書に対する取組を進めていく予定。
- ・ さらに、EUの第6次の環境プランの中に、環境報告書の義務化を盛り込みたいと考えており、提案を行う予定。

(7) ノルウェーの会計法⁶

背景

ノルウェーの会計法では、ディレクター報告の中で環境情報を入れることを求めている。このやり方はデンマークやドイツの経験とは異なる環境報告の法制化である。ノルウェーの場合、企業の財務情報の開示や株主への責任を規制する会計法のもとに報告の義務化が行われているのに対し、デンマークの施策では、報告の義務付けは環境法の中で導入されている。

会計法では、ディレクター報告の中で答えられるべき環境情報に関するいくつかの要求事項を細か

*6：本項の情報は環境報告に関する以下のインターネット上の窓口に掲載された非公式の翻訳に基づくものである。

く定めている。一般市民向けの環境報告書を、別個の印刷物として発行するか企業の年次報告書の一部という形で作成している企業もいくつかある。そのような環境報告書を作成する法的義務はない。この会計報告の意図は、企業の活動分析を環境面から行う基盤を与え、環境義務及びその発展可能性を描くことにある。企業の設定している展望や目標、及び行政機関、顧客や納入業者の予測している環境面での限界を、会計報告から理解できるようにすべき、とされている。

環境に顕著な影響を与えうるような、活動を取りまく状況、原材料や製品に関する情報の提供が義務付けられている。異なる条件下において企業のもたらす、あるいはもたらしうる環境影響に関する情報や、環境への悪影響を防ぐもしくは減らすためにこれまでとられてきた、あるいは計画されている取り組み内容に関する情報も提供されることになっている。

法的枠組み

この法律はノルウェー会計法の延長として 1999 年の始めより施行されるべく、1998 年に導入された。改正は年間報告書の一部であるディレクター報告に関わっており(第 3 条 3 項)。挿入部分では以下のように述べている。

第 4 条：外部環境に影響を与え得るような条件に関する情報：企業に関わりのある事項 - 製造及び製品に使われる資源で外部環境への影響に寄与するもの、及び環境への負の影響を防ぐもしくは減らすためにこれまでとられてきた、あるいは計画されている措置に関する事など - に関し説明がされなければならない。

対象企業

筆者の理解では、この法律から除外される企業はない。小企業を含め、会計法に規律されている企業全てに遵守義務がある。このことはノルウェー内にある全ての企業を意味する。環境情報は、ディレクター報告 (Directors Report) と呼ばれる、年次報告書の中の社長や最高経営責任者の声明に含まれるものとされる。

運営と実施

会計法を運営するのは財務省である。しかしながら、年次報告書は国家会社情報登録 (Brønnøysund) に提出される。

罰則と罰金

この義務の不遵守に基づく罰則はない。

内容に関する規則

この法律では、ディレクター報告の中で答えられるべき環境関連情報につき、詳細な要求をいくつか定めている。情報は、環境面からみた企業の活動分析の基盤を提供し、環境義務及びその発展可能性を描くはずのものである。声明の内容は EMAS の環境声明と類似している。

法律では以下の事項につき、重要たりうるものとして定めている。

運営報告	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対し顕著な影響を与え得るような、活動を取り巻く状況、原材料や製品。 ・異なる条件下において企業のもたらす、あるいはもたらしうる環境影響、環境への悪影響を防ぐ、もしくは減らすためにこれまでとられてきた、あるいは計画されている取り組みの内容。 ・企業の設定した展望や目標、及び行政機関、顧客や納入業者の予測している環境面での限界。
環境データ	<ul style="list-style-type: none"> ・消費エネルギー・原材料の種類と量 ・排出汚染物質、騒音、ほこり、振動の種類と量 ・企業より排出された、あるいは企業に属する廃棄物の種類と量（廃棄された残渣、廃棄は開かれているかそれとも閉ざされているか、川、湖あるいは海への沈殿など） ・事故の危険性 ・運輸にともなう環境負荷
製品関連	<p>材料や製品を製造している企業に対しては、以下の事項が中心であり重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品内の有害物質の種類と量 ・製品の使用後段階での廃棄物の種類と量 ・製品の使用段階における環境負荷（車にとってのガソリンのように製品使用に必要なもの）

施策の評価

この施策の評価に関する情報を現時点では見つけることができない。しかしながら、この法律は、特にノルウェー企業から、広く批判されていることを記しておく。ノルウェー産業企業同盟（NHO）は、環境情報に関する義務は調整され、ディレクター報告内ではなく、年次報告の別の場所へ移されるべきだと主張している。

（８）スウェーデンの会計法⁷

背景

会計法に基づくスウェーデンの施策はノルウェーのそれと似ている。この施策は外部環境への企業の影響について企業が年次報告書の中で報告することに関し規則を定めている。同施策では、当該企業が環境法に列挙されているかどうか、またその理由、環境法への列挙の原因となっている活動への、企業の依存度の報告についての規則を定めている。この拡張の行われる前、会計法では、情報に関する一般規則として、それが企業の経済パフォーマンスに顕著な影響を与える場合には環境に関する情報を供すべき、ということが定められていた。新たな拡張では、環境法（SNFS1998:808）の対象となっている企業に対し、環境関連免許の条件や関連のある汚染物質廃棄、その影響に関する情報開示を求めている。

法的枠組み

この施策は会計法（SNFS1995:1554）を拡張し第 6 章以降に新たな条項を取り入れることを求めた 1999 年 1 月 1 日づけの議会法で導入された（条文はスウェーデン語で入手できるのみである）。

*7：本項の情報はスウェーデン法規に関する以下のインターネット上の窓口から抽出した。 www.notisum.se

翻訳は非公式である。

対象企業

この法律は、スウェーデンの環境法により報告及び許可証を求めることが義務付けられている全ての会社に関わる。このことは、1万近くの会社が範疇に入ることを意味する。該当会社はスウェーデン内の活動から生じる環境影響のみについて報告義務を負う。

運営と実施

施策の実施は、会計法をつかさどる特許及び登録局にゆだねられている。情報の質の評価がどのようになされているかの情報は手元にない。

罰則と罰金

企業は報告が出来なかった場合には罰金を課せられる（罰金の課され方や課す行政機関に関する情報は、翻訳情報からははっきりしない）。

内容に関する規則

施策では、列挙企業に関し以下のことを報告するよう規定している。

製造過程から生じる栄養を含む、企業の外部環境への影響。企業はこの影響が主にどこに生じているか（例えば、水、大気への排出、音、廃棄物など）を述べなければならない。

影響が企業の財務パフォーマンスあるいは未来のパフォーマンスに直接あるいは間接の影響を与えているかどうか。

企業が環境法に列挙されている理由、及び環境法に列挙される原因となっている活動への依存度。

企業は環境法のどの条項に該当するのか、翌年に更新あるいは改正されなければならない主要な許可証はあるか。

施策の評価

現段階では、この施策の評価に関する情報は入手できていない。

4 環境報告書の制度の現状の取りまとめ

これまで述べてきた義務付け制度の詳細な比較をしたのが表 11 である。表 11 では、法的枠組み、運営と実施、対象企業、第三者レビューと監査義務、内容に関する規則などを取りまとめた。この分析から引き出される結論は制度の枠組み構図に関することに限られている。この調査から、これら制度の効率や効果について述べられることはわずかである。しかしながら、政策の経済効率や効果を評価するのは興味深いものと思われる^{*8}。

*8：問われなければならないのは、これらの施策が掲げている目的を充たすことに成功したか、あるいは環境報告書の質の向上や量の増加という結果を導いているか、ということである。残念ながら、現在あるデータからはこれらの質問に答えることはできない。施策のほとんどは比較的新しく、いまだ試行段階を過ぎていない。

法的枠組み

報告の義務化を制定するにあたってとられた法的手法は、4つの制度間で著しく異なっている。オランダとデンマークの制度は環境法のもとで導入されている（デンマークでは環境保護法、オランダでは環境管理法）一方で、スウェーデンとノルウェーの制度は会社法や会計法のもとで導入されている。本調査では、この手法の違いは、（各制度が）内容や対象企業という意味で異なる目的を持ち、また結果として制度の運営も異なっていることを示唆していることを明らかにしてきた。環境報告を法制化するにあたりどの法的枠組みがふさわしいかということについてはさらなる分析が必要である。企業の情報開示は、伝統的には、特に財務情報開示の関連で、会社法あるいは会計法において取り上げられてきた。このことがおそらく、企業情報の開示の法制化に関する所管を、企業に関わる行政機関に委ねるという結論を導いてきたものと思われる。一方で、これらの行政機関は伝統的に財務事項を中心に取り扱い、環境情報を解釈する能力に欠けているという主張も存在する。制度を策定したのは環境保護庁でありながら、その運営をデンマーク商業・企業庁に移しているデンマークの制度は、この意味で興味深い。

運営と実施

ここでも、運営に関し、デンマークの制度が興味深いものであると言える。同国の制度では、報告の発行をデンマーク商業・企業庁の情報制度に頼っている一方で、環境に関する監督を行う行政機関と環境保護庁が報告を検査している。オランダの制度は許認可官庁により運営されているが、監視追跡と実施に関わる諸行政機関の間で情報が共有できるような中央集中型のデータベースがあるようである。

対象企業

対象企業は、ほとんど全ての制度において、環境許可の対象になる企業が環境法の範疇に入る活動に限られている。例外は、年次報告書において環境関連事項を報告することを全ての企業に求めているノルウェーの制度のみである。オランダの法律では、特別な検討に基づいて選択された大企業（約300社）に限って義務付けを行っている。

内容に関する規則

全ての制度が内容に関する規則を定めている。その詳細度は制度によって異なっている。その種類は一般的には、経営者の声明と汚染物質排出や廃棄物に関する量的データの双方を取り込んでいる。製品の環境負荷に関する情報を求めているものもいくつかある（例えばデンマークやノルウェーの制度）。デンマーク、オランダ、ノルウェーの制度では、前年度と比較して起こった変化についての情報を求めている。内容に関して特に注目に値するのは、環境への影響が財政面でのパフォーマンスに直接的あるいは間接的に与える影響について述べることを企業に求めている、スウェーデンの制度である。

第三者レビュー、監査義務

環境法の法的枠組みのもとに設けられている制度（デンマークとオランダ）では、第三者レビューの必要性を明記しているが、この義務の実施にはいたっていない。このことは、第三者レビューに関

する明確なガイドラインがないことによる。会計法のもとに設けられた制度（ノルウェーとスウェーデン）では、報告書の質の立証は、内部的監査や管理の手順に頼っている。

表 11：欧州諸国における環境報告義務付け制度

	デンマーク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン
制度	グリーン・アカウント(環境報告書)	環境報告	年次報告書内のディレクター声明における環境情報	年次報告書内における環境情報
法的枠組み	1.1995年6月14日の法令403号 環境計算書法の制定 2.細則を、1995年12月15日環境・エネルギー省政令第975号	1.環境管理法を拡張し12.1項「環境報告」を入れた1997年4月10日付けの議会议令 2.1999年1月施行の環境報告法令	ノルウェー会計法(1999年1月1日)ディレクター報告の項	会計法 SNFS1995:1554を拡張し第6章(環境報告)に新たな条項を取り入れることを決めた1999年1月1日付けの議会议法
内容	列挙会社が年次環境報告を作成することを規定している。報告の声明には、製造過程の一部をなし、大気、水及び土壌に排出される、あるいは製品や廃棄物の一部をなす、エネルギー、水、原材料の著しい消費、及び環境汚染物質の種類と量を提示するものとする。	地域政府から運営免許を受け、相当な環境負荷を与える主体に対し、行政機関向けの環境報告書(政府報告書)及び一般市民向けの環境報告書(一般報告書)を毎年作成する義務を与えることを可能に納さしめる制度を確立している。	外部環境に影響を与え得るような条件に関する情報：製造及び製品に使われる資源で外部環境への影響に寄与するもの、及び環境への負の影響を防ぐもしくは減らすためにこれまでとられてきた、あるいは計画されている措置に関することなど - に関し説明がされなければならない。	環境法において、報告や操業許可を義務付けられている会社に対し、製造過程から生じる企業の外部環境への影響、及び、影響が企業の財務面での発展に及ぼす直接的、間接的意味合いについて報告することに関し規定している。
細則：情報内容や様式に関するガイドラインの存在	存在する(政令第5項 subsection)	政府報告書については存在する(法令別添資料 annex 2)。一般報告書の様式は自由。	(年次報告書内の)ディレクター報告で答えられるべき環境情報に詳細な規定がいくつかあり。	存在する。載せられるべき情報の種類につき詳細に規定。

	デンマーク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン
対象：影響を受ける企業	環境計算書法に基づき許可が義務付けられている全ての企業。 該当企業数：3000 事業所レベルでの報告。	環境管理法に基づき免許が与えられている全ての事業所。 現段階での該当企業数：300 事業所レベルでの報告	会社法の対象となる全ての企業。 企業レベルでの報告	環境法第9章6条に基づいて報告と免許取得の義務付けられている企業全て。 現段階での該当企業数：約1万。 事業所レベル、企業レベル双方の報告。スウェーデン国外で事業を行っている企業については、国外の事業所についての報告はしなくてよい。
報告書の提出先	1. 地域の監督行政機関 2. デンマーク商業・企業庁 一般市民もこの報告に載せられたデータにアクセスすることができる。	企業は、免許を発行する地方行政機関、及び、公共事業・水管理の双方に対し報告書を2冊ずつ送る義務を負う。企業はまた、何人も閲覧のため一般報告書を入手できるようにする義務を負い、同時に、誰もがその報告書を求めることができるようになる。	報告書は財務省の運営する国家会社情報登録に提出される。 一般市民もこの登録にアクセスすることができる。	登録を行う行政機関：特許・登録庁（PRV）。 一般市民は行政機関を通じて、登録された情報にアクセスすることができる。
第三者レビュー・監査義務	第三者レビュー義務はないが、内部あるいは外部監査が行われた場合には、監査人の名前と監査人の宣言を報告書に載せることを定めた規定がある。	法令は独立した第三者機関による報告書のレビュー義務を明記しているが、この義務は今のところ実施されていない。	年次報告書は監査されなければならないが、ディレクター報告は監査対象に入っていない。	年次報告書は監査されなければならない。

	デンマーク	オランダ	ノルウェー	スウェーデン
運営と実施	デンマーク商業・企業庁が、情報の受理及び同庁の情報システム上の報告、発行を運営する。地域監督官庁または環境保全庁は、報告を載せてもよいかどうかにつき決定できる。	企業は、免許授与官庁に対し政府報告書を提出する義務を負う。所管官庁は、監視追跡と実施に関わる諸行政機関の間で情報が共有できるような中央集中型のデータベースを調整し運営する。	財務省が、報告書の提出先である国家会社情報登録を運営する。	特許・登録庁 (PRV)。
適用除外	企業が EMAS を実施している場合、認可を受けたレビュー実施者により検証された年次環境声明をもって GA の代用とすることができる。	企業が EMAS に基づいて年次環境声明を発行している場合、一般報告書の作成義務を免除される。	適用除外なし。ノルウェーに登録されている企業全てが、年次報告書の中で環境情報を取り込む努力をしなければならない。	スウェーデン国外の事業所に関しては報告義務を免除。
罰金	あり	あり 法令に定められた義務不履行は、行政的制裁として操業債権への課税につながりうる。	なし	あり
評価	3 年の過渡期を経て、報告書作成企業数は 1200 から 3000 に増加する見通しである。新しいガイドラインも導入される。	制度の実施開始より 3 年たった時点 (2002 年) に評価が行われる予定。	持続可能な生産・消費基金 (GRIP: www.grip.no) の実施した非公式の評価では、大企業による報告義務の履行状況はとても悪い、という結論が出されている。しかしながら、この法令は 2002 年に改正される見通しである。	情報なし

5 . 今後に向けて

1990 年後半、一般市民向けの環境報告の法制化に対し強い情熱が傾けられた。このことは、環境報告書に関する諸々の調査が、一定の環境情報開示につき国家政府や国際機関が規則を制定していくという動きを予想していることに顕著に表われている。主に 2 つの条件が法制化に関わるこの関心を動かしてきた。一つ目の条件は、これまで実践されてきた報告は、様々な、そして時に混乱を招くような報告ガイドラインのせいで、比較可能性、信頼性に欠けるということである。二つ目の条件は、報告を行っている企業が、行っていない企業に比べ不利になる、という見方、つまり“ただ乗り”症候群である。

ヨーロッパにおける一般市民向けの環境報告の法制化の最初の実験はデンマークのグリーン・アカウント (GA) である。この制度は主として、行政機関に対する企業の環境報告を整理するために構築されたが、一般市民がこの情報に容易にアクセスでき、理解できるようにする、という目的をも明確に述べている。GA 制度に関して最近行われた評価では、環境、構造、財政の各面からみてプラスの結果であったという結論が出されている。評価によると、環境報告の規則 (に従って報告) を実施した企業全体のうち 40 % について、環境面での向上がみられる。評価ではまた、企業の多くが、よりクリーンな技術を目指した活動を開始したと述べている。一方で、環境情報が一般市民からの需要を充たすことの必要性、という面から見た場合、がっかりするような兆候が見られる。企業の経験によれば、環境報告に対する関心はかなり低い。送付した環境報告の数が 10 を下回る企業が、全企業の 50 % にのぼり、企業のうち 4 分の 3 は、報告に対し何の反応も得ていない。このことは、環境報告書を動かしているのはいまだ供給側であり、利害関係者は、報告書の扱い方やその質の評価の仕方を分かっていない、ということを表している。利害関係者から見れば、環境報告書は今のところ、報告をしている企業はしていない企業に比べ優良であろう、という信号である。

オランダにおける環境報告法令は、(自主的に出されてきた) 環境報告書に沿って一般市民向けの環境報告書に関する規則を制定したヨーロッパで最初のものである。この制度はまだ新しく、法律が企業の環境面での態度や一般市民の見方に与えた影響を評価するには早すぎる。オランダやデンマークの制度の除外対象として興味深いのは、EMAS の年次声明に関わる部分である。自主的な EMAS に基づいて年次環境声明を作成している企業は、環境報告法令 (オランダ) や GA 制度 (デンマーク) に定められた一般市民向けの報告義務から免れるのである。このことは、EMAS のような自主的制度が一般市民向けの報告のための信頼性のある枠組みを提供しえることを示唆している。

ノルウェーやスウェーデンといったヨーロッパのその他の報告義務付け制度は、一般市民向け環境報告に関し、自主的環境報告書に沿った形で網羅的に規則を制定しているわけではない。これらの規則では、年次報告内で一定の環境情報を開示すること、特に、企業の環境負荷と、その財政面でのパフォーマンスとの直接的あるいは間接的関連性についての規則を定めている。これらの規則は、企業の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する欧州委員会の 2001 年 5 月の勧告に沿ったものである。これらの制度は、環境報告を財務報告と一体化させようという近年の動向とより調和していると思われる。さらに、これら制度は、特に環境関連事項が企業の全体のパフォーマンスをどのように動かすかを評価しなければいけない利害関係者が必要としていることに、よりよく呼応している。一方で、ノルウェーやスウェーデンでとられている制度が企業の環境への態度の変革という結果を現実にもたらしているかを評価するには時期尚早である。

環境報告の信頼性に関する問題は、いまだグレーゾーンにある。環境報告書の利用者で第三者レビューの声明を、環境報告書の信用性を増加させるものとして信頼しているものは数少ない。レビューの実践、取り組み方、手法に関する基準の欠如、資格のあるレビュー実施者の欠如、報告の枠組みに関する基準の欠如、において問題は、いまだ存在する。明確に定められた[声明の]対象範囲と、資格のある外部監査人の存在から、EMASの環境声明に最も高い信頼が寄せられているようである。

全体として、これら制度の効果や効率に関する結論を出すのは難しい。結論を出すためには、制度に述べられた目的と現実に達成された目的という面から検討する必要がある。加えて、企業の環境に対する態度を望ましい方向に転換させる上で、あるいは一般市民の環境情報へのアクセスを向上させる上で、最も効率的だといえる制度がこれら制度の中にあるか、ということも重要な問いかけといえる。企業の見解によれば、利害関係者（需要側）は、環境報告書に載せられた環境情報をどのように解釈すればよいのか、いまだ分かっていない。

環境報告を行う企業数を増加し質を向上させる、という任務は、直接的な法規ではなく、間接的かつ需要を刺激するような制度にあるのかもかもしれない。このことを示唆するのが、ヨーロッパの多くの国で行われた最近の年金基金法の改正である。これら改正では、年金基金運営者に、運営者が投資決定に対し環境や社会問題を考慮する度合いを宣言する義務を負わせている。このことは自らの環境情報開示活動を向上させるべく企業にプレッシャーを与えるものと予測されている。

最後に、企業の環境報告とヨーロッパにおける法制化の状況について、例えば多国籍企業に、各国の義務付けや自主的な環境報告に向けてデータを収集するための仕組みを構築することを余儀なくさせるような、相互に関連のない各国の法制度の切り貼りが生じる恐れがある。このようなことは非常にお金がかかり、おそらく効率も悪い。各国政府や企業が、例えばグローバル・リポーティング・イニシアティブ GRI といった地球規模の基準を構築するための国際的な運動を支持することも、これを避ける一手段である。

参考文献

- B&E. 2001. Corporate Environmental Reporting, Business and the Environment: 5-6. Arlington. Brophy, M. & Starkey, R. 1996. Environmental Reporting. In R. Welford (Ed.), Corporate Environmental Management - systems and strategies: 150-176. London: Earthscan.
- BSR; Verification; 28 Nov., 2001.
- Commission. 2001. Commission Recommendation of 30 May 2001 on the recognition, measurement and disclosure of environmental issues in the annual accounts and annual reports of companies, Official Journal of the European Communities, Vol. L156: 33-42.
- DTTI, IISD, & SustainAbility. 1993. Coming Clean - Corporate Environmental Reporting, Opening Up for Sustainable Development. London: Deloitte Touche Tohmatsu International.
- Environment Daily; Compulsory green reporting for French firms; 25/02/02.
- EPA, D.; Green Accounting in Denmark; 23 Nov., 2001.
- FEE. 1999. FEE Discussion Paper - Providing Assurance on Environmental Reports. Bruxelles: The F d rations des Experts Comptables Europeens.
- GRI; Companies using the GRI Sustainability Reporting Guidelines; 5 Nov. 2001, 2001.
- Jones, K. 1999. Study on Environmental Reporting by Companies. Brussels: European Commission.
- KPMG. 1997. International Survey of Environmental Reporting 1996. Stockholm: KPMG.
- KPMG. 1999. KPMG International Survey of Environmental Reporting 1999. De Meern: KPMG.
- OECD. 1996. Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs) - a tool for environmental policy and sustainable development - guidance manual for governments. Paris: Organization for Economic Co-operation and Development.

Schalteger, S. & Burritt, R. 2000. Contemporary Environmental Accounting: issues, Concepts and Practice. Sheffield: Greenleaf.

Skullius, . & Wennberg, U. 1998. Continuity, Credibility, and Comparability: Key challenges for corporate environmental measurement and communication. Paper presented at the Continuity, Credibility and Comparability, Eze, France.

SustainAbility & UNEP. 1997. Engaging Stakeholders: the 1997 benchmark survey: 29. London: SustainAbility Ltd.

SustainAbility & UNEP. 1998. Engaging Stakeholders 1998: the non-reporting report. London: Sustainability Ltd.

The Ministry of Housing Spatial Planning & the Environment; Environmental Reporting Decree; Nov. 27, 2001.

UNEP & SustainAbility. 1994. Company Environmental Reporting: A Measure of the Progress of Business and Industry Towards Sustainable Development. Paris: UNEP, Industry and Environment office.

Vander Molen, F. 2001. Personal Communication. In T. Emtairah (Ed.).

WBCSD & WRI. 2001. The Greenhouse Gas Protocol: a corporate accounting and reporting standards. Geneva: World Business Council for Sustainable Development.

Verfaillie, H. & Bidwell, R. 2000. Measuring eco-efficiency: a guide to reporting company performance: 38. Geneva: WBCSD.

VMM; Annual Environmental Reports; Jan 08, 2002.

Laws & Regulations

Denmark

Consolidated Environmental Protection Act, No. 698, 1998
 Statutory Order from the Ministry of Environment and Energy, No. 975, 1995
 Amendment to the Environmental Protection Act, Act No. 403, 1995

Netherlands

Amendment to the Environmental Management Act, Title 12.1-12.2, 1997
 Environmental Reporting Decree, Articles 1-9, 1998

Sweden

Law of Accounts (1995:1554), Ch 6 ph 9, Extended by Act of Parliament, 1 Jan 1999
 [Unofficial Translation]

Norway

Amendment to the Accounting Act, Ch 3.3, 1998 [Unofficial Translation]

参考資料 オランダ環境管理法（抄訳）

オランダ環境管理法 第12章 報告、記録保持、監視の義務

第12.1章 環境報告書

第12.1条

1. 本章及びそれに基づく各条項において、報告年（Reporting Year）とは、環境報告書が作成されなければならない年に先立つ暦年のことを指す。
2. 本章に規定される又は従った条項は、事業所が環境に深刻な影響を与えるおそれがある場合に、政令（an order in council）によって規定される範囲の事例に適用される。規則は明記されている範

困の事例のみに適用されることがその政令に規定される。上記の政令は、以下の事業所にのみ適用される。

- a) 第8.2条に従って、郡知事に認可の権限が与えられている事業所
- b) 第8.2条aの1のbに従って、行政基本法に規定されている環境行政機関に、認可の権限が与えられている事業所、又は、上記の執行委員会が第8.2条bの1に従ってその権限を地方公共団体の長に委任している事業所

第12.2条

1. 事業所を経営する主体は、簡潔にまとめられた、わかりやすい環境報告書を、一般市民に対して、毎年、作成しなければならない。
2. 環境報告書は、報告年における以下に関する記述を含めなくてはならない。
 - a) 事業所及び事業の特徴と、事業所内で行われている工程
 - b) 関連する数値データの概要を含めた、事業所に起因する環境への影響
 - c) 事業所に関連して、環境を保全する為にとられた、技術的、組織的及び経営上の対策及び導入された環境保全の為の設備
3. 上記の2に規定されている事柄に関連して、環境報告書は以下に関する情報を提供しなくてはならない。
 - a) 前年と関連して、報告年に起こった主要な変化
 - b) 合理的に期待することのできる、次報告年に起こる進展
4. 製品に関連してとられた環境対策の全般的描写を環境報告書に含めることを、政令によって要求されることがある。

第12.3条

事業所を経営する主体が、上記の事業所を、欧州経済共同体の環境監査・管理スキーム（EMAS）第8条に基づく事業所として登録して、EMAS第5条又は第4条に規定する当該事業所に関する有効な環境声明書（environmental statements）を作成している場合には、第12.2条に規定されている一般市民に対する環境報告書の作成に関する要求は適用されない。

第12.4条

1. 事業所を経営する主体は、第8.1条に関連して正当な権限により前述の事業所に対して認可を与える行政機関に対して、環境報告書を毎年作成しなくてはならない。水面汚染法（the Pollution of Surface Waters Act）第1条に関連して認可を必要とするいかなる場合においても、その認可を与える権限を有する行政機関に対して、環境報告書を毎年作成しなくてはならない。
2. 環境報告書は、政令により規定される又はそれに従った規則のとおりに作成されなくてはならない。環境報告書は、以下の事柄に関して、前述の政令により規定される又はそれに従ったデータを含むものでなくてはならない。
 - a) 報告年における、事業所に起因する環境への影響
 - b) 事業所に関連して、環境を保全する為にとられた、技術的、組織的及び経営上の対策及び導入された環境保全の為の設備

- c) 上記 a) 及び b) に規定されている事柄に関して、合理的に期待することのできる、次報告年に起こる可能性のある進展
3. 第2項で規定されている、入手されなければならないデータの様式に関する規則は、前述の政令により規定されるか、又はそれに従って定められる。
4. 第2項のデータは以下の理由に基づいた場合にのみ要求される。
- a) 第1項に規定されている行政機関が、環境管理法第18.2条または水面汚染法第24条にある業務を遂行するため
 - b) 上記の行政機関又はその他の行政機関が、この環境管理法施行による進捗を監視または測定し、環境政策を決定するため
 - c) 欧州連合又は欧州共同体の拘束力を有する決定を実施するため
5. 第2項で規定されている政令に基づいて又は従って、その政令に示されている事柄に関連しての認可を、制限又は認可の付帯条件を導入する第1項にある行政機関は、その規定される又はそれに従った規則を変更、あるいは更なる要求を課することができる範囲について決定することができる。なお、規則を変更、あるいは更なる要求を課することができる権限は、政令に基づいて、又は従って決定される。

第12.5条

1. 第12.4条第1項に規定されている行政機関が、認可に、第12.4条に関連して行政機関向けに作成する環境報告書に含める必要はないデータを入手可能であるように要求する付帯条件を課すことが許される範囲は、第12.4条第2項に規定されている政令に基づいて、又は従って決定されなければならない。
2. 第12.4条第2項に規定されている政令に基づいて、又は従って決定される規則の発効と関連して規制される必要のある事柄に関しては、その規則をその政令に基づいて、又は従って決定することができる。

第12.6条

1. 環境報告書はオランダ語で書かれなければならない。
2. 第1項は、第12.4条に記載されている行政機関に対する環境報告書に関しては、「行政法に係る一般法令 (the General Administrative Law Act)」第2.2章と関連してフリジア語で書かれている場合においては適用されない。環境報告書がフリジア語で書かれている場合には、事業所を営営する主体は、請求があればその環境報告書のオランダ語訳を提供しなければならない。
3. 事業所を営営する主体が第12.3条に規定する環境声明書を作成する場合には、第1項は必要に応じて変更を加えて適用されなければならない。
4. 第19章に従って報告年より前に秘密保持の為にとられた変更できない決定に関しては、環境報告書が公表された時点でこの決定から5年未満で、かつ報告書で明確にこの事実について規定するという条件において、公表する環境報告書に、その事業者秘密又は保安上の情報を含める必要はない。

第12.7条

1. 報告年の終わりから6ヶ月を超さない範囲での最も早い機会に、事業所を経営する主体は、請求があれば誰にでも無料又は実費を受領して、第12.2条又は第12.4条に従って作成義務のある環境報告書の閲覧を許可しなければならない。
2. 事業所を経営する主体は、環境報告書を閲覧又は入手する機会について、前もって告知しなければならない。告知は、その目的が可能な限り効率的に達成されるような方法でなされなければならない。第12.2条に規定されている一般公表用の環境報告書及び、第12.4条に規定されている行政機関用の環境報告書の両方を作成する義務がある場合には、両者に関する告知を同時に発しなくてはならない。
3. 事業所を経営する主体が第12.3条に規定されている環境声明書を作成する場合には、この条の目的のために、その環境声明書は第12.2条に規定されている一般公表用の環境報告書として作成されたとみなされなければならない。欧州経済共同体の環境監査・管理スキーム（EMAS）第5（6）条に従い、環境声明書作成義務のない年がある場合には、その年においては第2項は適用されない。
4. いかなる主体も、事業所を経営する主体がこの条にある要求事条を遵守することを、民事法廷を通じて請求する権利を有する。

第12.8条

1. 事業所を経営する主体は、第12.4条第1項に規定されている行政機関用の環境報告書を作成した後、可能な限り早く、ただしいかなる場合にも報告年の最終日から3ヶ月を超えない範囲で、その主体が作成した環境報告書を2部、許認可を受けた規定する行政機関に提出しなければならない。第12.4条第1項に該当する事業所を経営する主体は、同時に2部を許認可を受けた行政機関に提出しなければならない。
2. 第12.4条1の第1項に規定されている行政機関は、受け取ったいかなる環境報告書のコピーを1部、監査官に送らなければならない。第12.4条第1項に規定されている行政機関は、受け取った全ての環境報告書のコピーを1部、水面汚染法32条に規定されている機関に送らなければならない。

第12.9条

事業所を経営する主体は、第12.4条に規定されている行政機関以外のいずれかの行政機関が、第12.4条に規定されている環境報告書において要求されている形式で記載されているデータを手取りできるようにすることを要求された場合には、上記の環境報告書を提出し、かつその環境報告書において上記データの記載されている適切な箇所を参照させることで、この要求に応じることができる。

第12.10条（未施行）

1. 事業所を経営する主体は、第12.2条に規定されている環境報告書が、事業者に起因する環境汚染及び、報告年に当該事業所の経営においてなされた環境対策の正しい叙述を提供しているかどうかについて、独立した専門家に評価させなければならない。本節に規定されている独立した専門家が満たすべき要件は、政令により規定されるか、又はそれによって定められなければならない。
2. 第1項に規定されている評価が行われるまでは、第12.7条2に規定されている告知をしてはならない。

環境管理法第 8 . 2 条

- 1 . 以下の第 2、第 3、及び第 4 に記載されている事例を除き、事業所が全部又は主に立地している地方公共団体の長 (the Municipal Executive) は、認可の申請を認める又は却下する権限を有する。
- 2 . 事業所が全部又は主に立地している郡の郡知事 (the Provincial Executive) 又は環境・住宅・国土開発大臣は、政令に規定されている事業所の範囲についての認可の申請を認め又は却下する権限を有する場合がある。この政令は、そこに記載されている事業所の環境に対する影響の特徴や程度、効果的な環境の保全、又は全体の利益の点から必要と考えられる場合にのみ規定される。
- 3 . 第 1 及び第 2 項に記載されている事例に関係なく、「1903 年採掘法 (the Mining Act 1903) 」第 9 条第 1 節に規定されている、採掘に関わる地上の事業所に関しては、経済担当大臣が認可を決定する権限を有する。
- 4 . 第 1 及び第 2 項の記載に関係なく、国防上の関心事のために必要である場合は、環境・住宅・国土開発大臣がその命令に基づき、認可の申請を認める又は却下する権限を有することに関する同意を定めることができる。

環境管理法第 8 . 2 条によって、“郡知事に許認可の適用に関する決定を下す権限が与えられている事業所”(環境報告書作成義務のある事業所)とは、第 2 項が当てはまる事例のことである。

事業所についての認可は通常は地方公共団体の長が行なうが、“環境に対する影響の特徴や程度、効果的な環境の保全、又は全体の利益の点から必要と考えられる場合”は郡知事に認可の権限があり、同時に原則として環境報告書の提出義務がある。

具体的にどのような事例の場合に郡知事に許認可の権限があるかに関しては「環境管理事業所及び認可に係る政令 (Environmental Management Establishments and Licences Decree) の附属書」に定められている。

また、環境管理法第 8 . 2 a 条第 1 項の b では、地方公共組織の執行委員会が郡知事や地方公共団体の長に優先して事業所の認可に関する権限を与えられることについての規定が、第 8 . 2 b 条第 1 項では、この地方公共組織の執行委員会が与えられている事業所の認可に関する権限を、地方公共団体の長に委任できることについての規定が、それぞれある。

これらの場合も、原則として環境報告書の提出義務がある。ここで義務化対象となる事業所も原則として「環境管理事業所及び認可に係る政令の附属書」に定められている事業所である。

参考資料 オランダ環境管理事業所及び認可に係る政令 附属書 (抄訳)

以下に示されている事業所 (カテゴリー) は、環境管理法第 8 . 2 条第 2 項に規定されている、郡知事に管轄権 (許認可権) が与えられている事業所であり、原則として環境報告書の作成義務の対象事業所である。但し、各カテゴリーには例外に関する規定が様々に定められている。

また、E M A S 登録事業所であること等の、環境管理法に定められている例外に該当するか、国防

上の観点から、管轄権が郡知事でなく例外的に大臣にある場合等の「環境管理事業所及び認可に係る政令」に定められている例外に該当すれば、この附属書における取り扱いにかかわらず環境報告書作成義務は免除される。

カテゴリ－1

- a . エンジンの総能力 (engine power) が 15 MW を超える電動モーター又は燃焼モーターを有する事業所
- b . 50MW 以上の熱動力で燃料を燃焼させる事業所
- c 1 . 能力の総和が 1MW 以上の燃焼エンジンの開発又は制御を試験する事業所
- c 2 . 推進力 (thrust) 9 k N 以上のジェットエンジン又はタービンの試験をする事業所
- c 3 . シャフトインプットが 250 K w 以上のジェットエンジン又はタービンの試験をする事業所
- d . 石油化学製品又は化学物質の製造工場で、導入されているエンジンが、1MW 以上の能力であるか又は囲われていない空間に備え付けられている事業所

カテゴリ－2

- a . 気体の炭化水素類を貯蔵又は積み替える事業所で、これらの物質又は製品を 100×10^3 立方メートル以上貯蔵することのできる事業所
- b . ガスを取り扱う事業所又はガスを集める事業所で、その目的のために 1 日あたり (0 、 1 気圧の条件下で) $10 \times 10^6 \text{ m}^3$ 以上の処理能力のある事業所
- c . 空気圧分離事業所で、そこでの生産物が毎時 $10 \times 10^3 \text{ kg}$ 以上の空気を必要とする事業所

カテゴリ－3 (このカテゴリ－には郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリ－4

- a . 以下のうち一つ又は複数の物質又は製品を年に $5 \times 10^3 \text{ kg}$ 以上使用する場合
 - 1 . アンモニア
 - 2 . 酢酸、又は無水酢酸
 - 3 . ベンゼン、トルエン、キシレン、又はナフタレン
 - 4 . 塩素
 - 5 . 濃度 94 % 以上のエタノール
 - 6 . フェノール、又はクレゾール
 - 7 . 燐又は窒素を含む人工肥料
 - 8 . リン酸
 - 9 . イソシアン酸塩
 - 10 . 分子量 110 以下の不飽和有機化合物
 - 11 . レーヨン又はビスコース
 - 12 . 硝酸
 - 13 . 合成有機ポリマー
 - 14 . 二酸化チタン、五酸化バナジウム、一酸化亜鉛、酸化モリブデン、又は酸化鉛
 - 15 . 塩酸

16. 硫黄、硫酸、亜硫酸、二酸化硫黄
- b. 以下のうち一つ又は複数の物質又は製品を年に 10×10^3 kg以上を使用する場合
1. アミン
 2. 炭化カルシウム又は炭化ケイ素
 3. カーボンブラック
 4. 塩化カルボニル
 5. 燐
 6. 二硫化炭素
 7. チオエーテル類又は有機二硫化物 (organic disulphides)
 8. チオアルコール類
- c. 有機ハロゲン化合物を年に 1×10^3 kg以上を使用する場合
- d. メタノールを年に 100×10^3 kg以上を使用する場合
- e. 以下のうち一つ又は複数の物質又は製品を年に 1×10^3 kg以上を使用する場合
1. 芳香族アルデヒド
 2. 脂肪族モノカルボニック酸のエステル類 (esters of aliphatic monocarbonic acids)
 3. オイゲノール誘導体
 4. フェノールエステル類
 5. 分子量150以上のケトン類
 6. テルペンチン誘導体油 (oil of turpentine derivatives)

カテゴリー 5

- a. 鉱物油又は液体の炭化水素類の貯蔵又は積載をする事業所で、これらの物質貯蔵する設備を 100×10^3 kg 以上有する場合
- b. 鉱物油又は鉱物分留の精製、熱分解、気化をする事業所で、これらの処理量が年間 1×10^3 kg を超える場合

カテゴリー 6

- a. 動物性及び植物性の油又は脂肪を 6.1 の目的のために年間 250×10^3 kg 以上扱う事業所
- b. 動物性又は植物性の油又は脂肪由来の脂肪酸又はアルカノール (alkanols) を 6.1 の目的のために 50×10^3 kg 以上扱う事業所

カテゴリー 7

動物性肥料の取り扱い又は加工を年間 25×10^3 立方メートル以上行う事業所で、その肥料が当該事業所以外に由来する場合

カテゴリー 8

- a. 動物の骨又は獣皮から、脂肪、にかわ、灰、炭素 (carbon)、たんぱく質又はゼラチンを年間 5×10^3 kg 以上生産する事業所
- b. 「家畜法 (the Rendering Act)」5 条にある家畜の脂肪の精製を行う事業所

カテゴリー 9

- a . 粉ミルク、粉乳清 (whey) 又はその他の乾燥した乳製品を生産する事業所で、 1.5×10^3 kg 毎時以上の生産能力を有する場合
- b . 飲用又は水分を蒸発させた、牛乳又は牛乳製品を生産する事業所で、 55×10^3 kg 毎時以上の牛乳生産能力を有する場合
- c . 牛乳又は牛乳製品を凝縮によって濃縮する事業所で、 20×10^3 kg 毎時以上の水分蒸発能力を有する場合
- d . 動物性飼料を生産する事業所で、 100×10^3 kg 毎時以上の生産能力を有する場合
- e . 植物性飼料を乾燥させる事業所で、 10×10^3 kg 毎時以上の乾燥能力を有する場合
- f . 動物性飼料を貯蔵又は積載する事業所で、 0.5×10^3 kg 毎時以上のそのような能力を有する場合
- g . テンサイから砂糖を製造する事業所で、1日あたり 2.5×10^3 kg 以上のテンサイを使用する場合
- h . イーストを製造する事業所で、年間 5×10^6 kg 以上の製造能力を有する場合
- i . スターチ又はその派生物を製造する事業所で、年間 10×10^3 kg 以上の製造能力を有する場合
- j . 穀類、小麦粉、種子、乾燥した豆類、又はトウモロコシを貯蔵又は積載する事業所で、 0.5×10^3 kg 毎時以上の加工貯蔵能力を有する場合

カテゴリー 10 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 11

- a . 鉱石、鉱物、又はそれらの派生物を保管又は積載する事業所のうち、貯蔵面積が 2000 平方メートル以上の場合
- b . 鉱石、鉱物、又はそれらの派生物を粉碎、焙焼、造粒、焼結する事業所のうち、このような能力を年間 1×10^3 kg 以上有する場合
- c 1 . セメント又はセメントクリンカー (clinker) を年間 100×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- c 2 . セメント漆喰又はコンクリート漆喰を毎時 100×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- c 3 . セメント又はコンクリートの焼物を圧搾機、振動圧縮台、又は型枠振動機などを用いて、1日あたり 100×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- c 4 . グラスファイバー、釉薬、エナメル、ガラス綿、又は鉱滓岩綿を、年間 5×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- c 5 . アスファルト又はアスファルト製品を毎時 100×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- c 6 . 石炭からコークスを、年間 100×10^3 kg 以上生産することができる事業所
- d . 石炭の気化を行う事業所で、年間 100×10^3 kg 以上処理することができる場合
- e . ガラス又はガラス製の物体を製造、取り扱い、又は加工する事業所で、これらのことをする能力を毎時 10×10^3 kg 以上有する場合
- f . 石炭の鉱石から石状の石炭を取り出す処理、又は加工する事業所で、年間 100×10^3 kg 以上これらのことをする能力を有する場合
- g . 砂利と泥灰を除く岩石の採掘を行う事業所で、毎時 100×10^3 kg 以上採掘することができる場合
- h . 泥灰 (marl) の採掘、粉碎、磨り潰し、ふるい分け、又は乾燥を行う事業所

- i . 砂、又は砂利を毎時 $100 \times 10^3\text{kg}$ 以上採掘できる事業所
- j . 泥灰を除く砂、土類、砂利、又は岩石を粉碎、磨り潰し、ふるい分け、又は乾燥する事業所で、このような能力を年間 $100 \times 10^6\text{kg}$ 以上有する場合。但し、その事業所が、土類移動法 (the Earth Removal Act) 第 3 節に基づいて砂又は砂利の採掘に認可を要する場合に限る。
- k . 土類移動法 (the Earth Removal Act) 第 3 節に基づいて砂又は砂利の採掘に認可を要しない事業所が、以下のものを年間 $100 \times 10^6\text{kg}$ 以上粉碎、磨り潰し、ふるい分け、又は乾燥する能力を有する場合
 - 1 . 瓦礫と泥灰を除く砂、土類、砂利、又は岩石
 - 2 . 石灰石又は石灰
 - 3 . 石炭、又はその他の鉱物又はそれらの派生物

カテゴリ - 1 2

- a . 銑鉄、粗鉄 (crude steel) 又は主要な非鉄金属を製造する事業所で、年間 $1 \times 10^6\text{kg}$ 以上製造することができる場合
- b . 金属又は合金を圧延させるための 1 台以上の圧延機を有し、融点が 800 k 以上で、投入される物質が 1 mm 以上の厚さを持ち、この目的のための生産エリアが 2000 平方メートル以上である事業所
- c . 金属又は合金を変形させるための 1 台以上の圧延機又は引き伸ばす装置を有し、融点が 800 k 以上で、この目的のための生産エリアが 2000 平方メートル以上である事業所
- d . 金属管を製造するための 1 台以上の圧延機、引き伸ばす装置、又は溶接装置を有し、この目的のための生産エリアが 2000 平方メートル以上である事業所
- e . 錨、又は鎖を冶金する事業所で、この目的のための生産エリアが 2000 平方メートル以上の場合
- f . ボイラー、精油槽 (drums)、タンク、又はコンテナの製造、修理、清掃を行う事業所で、この目的のための土地面積が 2000 平方メートル以上の場合
- g . 冶金、鋸止め、溶接、又は仮止めすることにより、薄板、部品、棒状、又は管状の製品を組み立てる事業所で、この目的のための土地面積が 2000 平方メートル以上の場合
- h . 金属、又は合金を、年間 $4 \times 10^6\text{kg}$ 以上、精錬又は鋳造することが可能な事業所
- i . 鉛を年間 $2.5 \times 10^6\text{kg}$ 以上、精錬することが可能な事業所

カテゴリ - 1 3

- a . 自動車又は自動車のエンジンを製造、又は組み立てる事業所で、生産エリアの面積が 10×10^3 平方メートル以上の場合
- b . 喫水線が 2.5 m 以上の金属製の船の製造、保守、修理、表面加工を行う事業所
- c . タンカーを清掃する事業所

カテゴリ - 1 4

貨物列車を構成するために 1 日当たり 20 台以上の貨車又はその他を、機関車又はハンプ (hump) を使って組むことが十分に可能な鉄道の操車場

カテゴリ - 1 5 (このカテゴリには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 16

- a . 50 台以上の自動織機がある事業所
- b . 紙又はセルロースを毎時 3×10^3 kg 以上製造することが可能な事業所

カテゴリー 17 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 18 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 19

公共の高速道路上にない事業所又は領域で競争、競争の準備、又はレクリエーションを目的としたエンジン付き自転車、動力を搭載している車両、その他の車両、又は船を使用可能とする事業所が、1週間に8時間以上営業している場合

カテゴリー 20

囲われていない空間に変圧器が備え付けられている変電所で、最大同時発電容量が 200MVA 以上の場合

カテゴリー 21 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 22 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 23 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 24

炭素電極を1年間に 50×10^3 kg 以上製造することができる事業所

カテゴリー 25 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 26 (このカテゴリーには郡知事に管轄権のある事業所はない)

カテゴリー 27

噴射又は通気装置を用いて、「水面汚染法 (the Pollution of Surface Water Act)」第 19 条 3 及び 4 に規定されている 100×10^3 人以上の人口に対応できる浄水場

カテゴリー 28

- 1 . 以下の廃棄物を保管する事業所
 - a 1 . 収集・搬入された家庭用ゴミを 35 立方メートル以上保管することが可能な事業所

- a 2 . 外部からの汚泥、石炭の滓、又は廃漆喰 (waste plaster) を 1×10^3 立方メートル以上保管することが可能な事業所
- a 3 . 浚渫された汚染廃物を含む事業所外部の汚染された土を、 10×10^3 立方メートル以上保管することが可能な事業所
- a 4 . 廃車を 5 台以上保管することが可能な事業所
- a 5 . 事業所外部からの危険廃棄物を保管する事業所
- a 6 . 上記 1 から 5 までに含まれない廃棄物を 50 立方メートル以上保管することが可能な事業所
- b 1 . 事業所外部で発生した一般又は産業廃棄物を 1×10^3 立方メートル以上積み替えることが可能な事業所
- b 2 . 事業所外部からの危険廃棄物を積み替える事業所
- c 1 . 事業所外部で発生した一般又は産業廃棄物を脱水、微生物的変形、生物学的変形、化学変形、集塊化、分散化、機械的分離、物理的分離、化学的分離、結合、圧縮、又は熱処理をする事業所。但し焼却場を除く。
- c 2 . 焼却以外の方法で、危険廃棄物の処理、加工、破壊をする事業所
- d . 5 台以上の廃車の処理、加工、破壊をする事業所
- e 1 . 事業所外部からの一般廃棄物の焼却場
- e 2 . 事業所外部からの産業廃棄物の焼却場
- e 3 . 事業所外部からの危険廃棄物の焼却場
- f . 一般、産業、危険の各廃棄物を土壌の上又は中に、放置する意図をもって堆積する事業所
- g . 事業所外部から廃棄物として持ち込まれた遺伝子組み替え生物の完全又は部分的な破壊・駆除をする事業所
- 2 . 廃鉄又は非鉄の廃金属を、25 kW 以上の出力又は総計の出力のエンジンを使用する機械を使用して、圧縮、切断、破壊する事業所
- 3 .
 - a . 保管以外の目的で、1 立方メートル以上の一般廃棄物が土壌の上又は中に投棄されている場所にある事業所。ただし、その場所が事業所の中にあるか、その廃棄物がその事業所から排出されている場合は除く。
 - b . 保管以外の目的で、50 立方メートル以上の産業廃棄物が土壌の上又は中に投棄されている場所にある事業所。ただし、その場所が事業所の中にあるか、その廃棄物がその事業所から排出されている場合は除く。
 - c . 危険廃棄物が土壌の上又は中に投棄されている場所にある事業所
- 4 . 上記 1 の a 1、a 2、a 3、a 6、c 1 の趣旨において、焼却以外の目的で、以下の廃棄物を保管、取り扱い、加工している場合は例外とする。
 - a . 紙
 - b . 繊維
 - c . 鉄及び非鉄金属
 - d . 廃金属
 - e . ガラス
- 5 . 上記 1 の a 1、a 5、a 6 の趣旨において、事業所が環境管理法に規定されている返却又は収集の義務を果たすために、一般家庭から排出された又は収集された危険廃棄物を保管している場合は、

例外である。

6. 上記1のa5の趣旨において、以下は例外である。

- a 1. 一般家庭から排出された又は収集された危険廃棄物のうち、「小規模化学廃棄物法 (the Small-scale Chemical Waste (Logo) decree)」に指定されている製品を保管している場合
- a 2. 一般家庭から排出された又は収集された危険廃棄物のうち、「小規模化学廃棄物法」に指定されていない製品を保管している場合においても、その危険廃棄物が事業者によって、一般の個人が入手できるように計らわれている場合
- b. 保管されている危険廃棄物が、事業所の外において事業者が行った建築、保守、又は修理の結果として排出された場合
- c. 一般家庭から排出された又は収集された危険廃棄物の保管量が 3.5 m^3 以下の場合

参考資料 デンマーク環境保護法改正法（環境計算書法）

環境エネルギー省 デンマーク環境保護庁

1995年11月 1995年6月14日付け法律第403号

環境保護法改正法（環境計算書法）

1. 1994年6月27日付け法律第590号 - 環境保護法を次のように改正する。

以下の条文を35条の後に挿入する。

35条 a.

- (1) 環境エネルギー大臣は、企業が、定期的に環境報告書を作成する義務についての省令を定めることができる。報告書には、主なエネルギー、水及び原材料の消費量と、汚染物質の種類や量などを記載しなければならない（セクション2参照）。これらの消費量や汚染物質は、生産過程からの大気、水、土壌への排出、又は、製品や廃棄物に含まれて排出されるものである。
- (2) 報告書は、毎年、地方自治体及びデンマーク商業・企業庁に提出されなければならない。デンマーク企業会計法によって規定された企業は、商業・企業庁に対しては、財務報告と一緒に環境報告書を提出しなければならない。
- (3) 大臣は、環境報告書の作成に当たっての詳細な規則を定める。これは従業員の参加、提出の期限、環境報告書の出版についても含める。
- (4) 大臣は、環境マネジメントシステムを導入することを約束している企業の環境報告書の最初の公表が、1996年1月1日から3ヶ月を超えない範囲での通常とは異なる期間に延期することに関して、規則を定める。大臣は、同じく環境マネジメントシステム、商業・企業庁への資料の年次

毎の提出、システムが企業に導入されたことについての文書作成をする監督当局に関して、規則を定める。

(5) 労働大臣との協議の上、大臣は環境報告書における労働環境に関するデータの包含について規則を定めなければならない。

(6) 大臣は、環境報告書を作成する義務の完全な、又は部分的な免除についての規則を定めることができる。

(7) 大臣は、企業が環境報告書に関して特別な専門家による監査を受けなければならないかどうかについての規則を定めることができる。

(8) 取締役会、経営者又は同様の執行組織が期限までに環境報告書を提出できなかった場合には、商業・企業庁は、責任のある団体等に対して、提出されていないという事態を解決するために、週単位又は月単位の料金を課すことができる。

2. セクション 110 (3) の最初の条項で、「セクション 35a」は「セクション 35」の後に挿入される。

2. (1) この法令は 1995 年 7 月 1 日より施行する。

MINISTRY OF ENVIRONMENT AND ENERGY DANISH ENVIRONMENTAL PROTECTION
AGENCY TranslationLK
November 1995 ACTNO.403 OF JUNE 14,1995

AMENDING THE ENVIRONMENTAL PROTECTION ACT (Green Accounts)

We, Margrethe the Second, by the Grace of God Queen of Denmark, hereby make known:

The Folketing has passed and we have given our Royal Assent to the following Act:

1.-(1) The Environmental Protection Act. cf. Consolidated Act no. 590 of June 27, 1994, is amended as follows:

1. the following section is inserted after section 35:

"35a.-(1) The Minister for Environment and Energy can lay down rules on the duty of listed activities periodically to prepare green accounts. The statement of accounts shall indicate the significant consumption of energy, water and raw material and the type and quantity of pollutants etc.. cf. section 2 below, forming part of the production process, which are discharged from the enterprise to air, water and soil or form part of products and waste.

(2) A statement of accounts shall cover one year and be submitted to the supervision authority

and to the Danish Commerce and Companies Agency. For enterprises covered by the Danish Companies Accounts Act, the statement of accounts shall be submitted to the Danish Commerce and Companies Agency together with the financial statement.

(3) The Minister lays down detailed rules on the preparation of green accounts, including involvement of staff members, submission to the authorities within specified time limits, and publication of green accounts.

(4) The Minister lays down detailed rules that enterprises or associations of enterprises committing themselves to introducing environmental management systems may be allowed to defer submission of the first statement of green accounts for a specified period however not later than three years from January 1, 1996. The Minister also lays down detailed requirements for the environmental management system and annual submission of material to the Danish Commerce and Companies Agency and the supervision authority documenting that the system has been implemented in the enterprise.

(5) After negotiations with the Minister of Labour the Minister may further lay down rules on inclusion of data on the occupational environment in the green accounts.

(6) The Minister can lay down rules on full or partial exemption from the duty to prepare green accounts.

(7) The Minister can lay down rules that the enterprise shall on its own account submit the green accounts to auditing by a special expert.

(8) Where the board of directors, the management or similar executive body fail to submit green accounts in due time, the Danish Commerce and Companies Agency may towards the responsible party/parties use the remedy of compulsory weekly or monthly fines, upon which distress may be levied."

2. In the first clause of section 110(3), "section 35a," shall be inserted after "section 35".

2.-(1) This Act enters into force on July 1, 1995.

Given at Christiansborg Castle

June 14, 1995

Under our Royal Hand and Seal

Margrethe R.

/Svend Auken